

第6章 つながる、つなげる元気むら

スマイル・コミュニティ今帰仁

【健康・福祉・防災拡充構想】

1 節 保健・医療・福祉の拡充

- (1)健康づくりの充実
- (2)国民健康保険・国民年金の充実
- (3)高齢者への支援
- (4)障がい者（児）への支援
- (5)低所得者への支援
- (6)子ども・子育て支援
- (7)地域福祉の充実

2 節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

- (1)スポーツ・レクリエーション活動の環境整備
- (2)スポーツ・レクリエーション活動の支援体制の整備

3 節 消防・救急・防災体制の強化

- (1)消防・救急の体制の強化
- (2)防災・防犯・交通安全の強化

1 節 保健・医療・福祉の拡充

村民一人ひとりが、健康で生きがいのある生活を送ることは、超高齢社会を迎えた本村では重要なことです。今後、少子高齢化がさらに進展し、医療や介護の需要がますます増大することが予想され、保健・医療・福祉各面でサービスの充実が求められます。そのため、村民一人ひとりが自ら健康を管理できる健康づくりへの支援や、保健・医療・福祉の連携強化によるサポート体制の充実に努めます。また、ひとり親家庭や子育て世代への支援をはじめ、地域福祉、児童福祉、母子父子寡婦福祉、障がい者（児）福祉、老人福祉についても、それぞれの制度を活かし、安心して暮らせる条件の充実に努めます。

(1) 健康づくりの充実

【現状と課題】

医療技術の進歩や公衆衛生の高水準化、生活水準の向上等により平均寿命が延び、人生 80 年といわれるようになりました。しかし、地域保健を取り巻く環境は、生活習慣病等の慢性疾患の増加、急速な高齢化、保健サービスの多様化等により著しく変化しており、医療需要は今後、ますます増大していくものと考えられます。

平成 22 年の都道府県別平均寿命（厚生労働省「都道府県別生命表」）をみると、沖縄県は男性が 79.40 年で第 30 位、女性が 87.02 年で第 3 位と平均寿命の男女差が全国で 3 番目に大きい結果となっており、長寿県としての地位も危ぶまれています。また、本村の平均寿命は男性が 78.8 年、女性が 87.2 年となっており、男性は全国平均及び県平均のいずれよりも低い値となっています。

こうしたなかで、村民の疾病治療や健康維持を担う本村の医療は、今帰仁診療所、北山病院があり、村民の健康維持管理に貢献しています。また、北部保健所と村保健師の連携により保健事業に関わる各種活動が行われているとともに、地域住民の疾病予防・早期発見、健康づくりに対する啓発活動が推進されています。さらに、法改正により、他省庁多課からの業務の移管が多く保健師の関わる業務内容が多義に渡り、携わる保健事業の量も増加しています。

これまで各種教室・健康相談、イベント等を通して健康づくりの重要性や疾病及び健康管理に対する正しい知識の普及と健康増進への意識の向上を図ってきました。しかし、平成 27 年度における各種健康診断の受診状況をみると、基本健康診査の受診率が 47.2%、胃がん 11.0%、肺がん 48.0%、大腸がん 31.4%、子宮がん 7.1%、乳がん 7.0%と受診率は低い状況にあります。また、特定健診における有所見状況を見ると、肥満者（43.3%）の割合が県、国、同規模町村よりも高く、高血糖（HbA1C 51.3%）、脂質（LDL 55.3%）、血圧（44.8%）とすべての項目で高くなっています。特に内臓脂肪蓄積に起因する高血圧症や脂質異常症、糖

尿病の割合も県、国、同規模町村より高いことから、脳血管疾患、虚血性心疾患及び糖尿病性腎症（人工透析）の発症予防・重症化予防は重要であり、内臓脂肪症候群に対し健康管理・保健指導の充実が必要です。

健康は村民一人ひとりの健康管理に対する自覚が重要であることから、今後とも村民に対する健康維持増進の意識向上を図る必要があります。年々高騰する医療費の是正を図る観点からも各種疾病の早期発見、予防体制の強化に努めます。また、新型インフルエンザ等の健康危機へ迅速かつ適切に対応する体制づくりが必要です。

■保健事業実績表

単位：人、%

		H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
健康診査	対象者数	4,362	5,581	2,377	2,354	2,347	2,391	2,404	2,358	2,333	2,321
基本健康診査	受診者数	1,878	1,833	923	932	1,045	1,005	1,015	1,034	1,044	1,096
	受診率	43.1%	32.8%	38.8%	39.6%	44.5%	42.0%	42.2%	43.9%	44.7%	47.2%
胃がん	受診者数	385	462	316	314	346	249	302	233	288	255
	受診率	8.8%	8.3%	13.3%	13.3%	14.7%	10.4%	12.6%	9.9%	12.3%	11.0%
肺がん	受診者数	1,630	1,525	1,416	1,355	1,009	1,014	643	831	1,020	1,115
	受診率	37.4%	27.3%	59.6%	57.6%	43.0%	42.4%	26.7%	35.2%	43.7%	48.0%
大腸がん	受診者数	942	927	830	845	740	725	710	661	749	729
	受診率	21.6%	16.6%	34.9%	35.9%	31.5%	30.3%	29.5%	28.0%	32.1%	31.4%
婦人健診	対象者数	2,795	3,462	3,744	3,742	3,748	3,744	3,770	3,027	3,863	2,626
子宮がん	受診者数	431	374	400	303	250	207	153	155	193	187
	受診率	15.4%	10.8%	10.7%	8.1%	6.7%	5.5%	4.1%	5.1%	5.0%	7.1%
乳がん	受診者数	218	265	254	226	198	220	147	132	156	183
	受診率	7.8%	7.7%	6.8%	6.0%	5.3%	5.9%	3.9%	4.4%	4.0%	7.0%
健康教育	開催回数	19	27	3	3	4	25	7	105	65	58
	参加延人数	266	390	97	181	19	328	242	2,129	1,664	2,198
健康相談	開催回数	52	32	114	118	40	60	99	57	42	38
	参加延人数	187	214	826	976	301	788	786	980	1,347	1,202

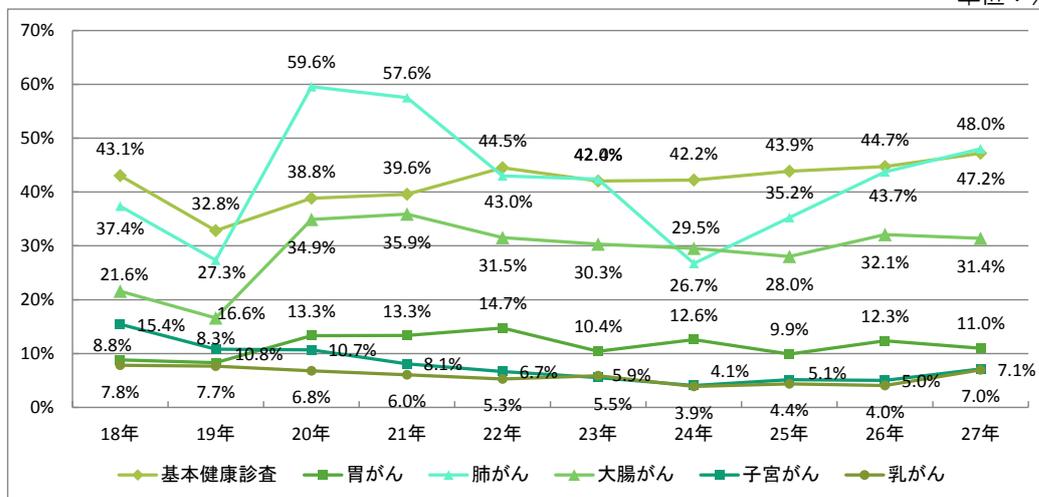
資料：福祉保健課（地域保健・健康増進事業報告）

※胃がん、肺がんの対象者は基本健康診査と同じ
※平成17年度から子宮がん検診は20才以上

※乳がんの対象者数は16年度まで

■受診率の推移

単位：%



資料：福祉保健課（地域保健・健康増進事業報告）

■ 定期予防接種実施状況

単位：人、%

	D・P・T接種			D・T接種			ポリオ			MR			4種混合			ヒブ		
	延対象者数	延実施者数	実施率	延対象者数	延実施者数	実施率	延対象者数	延実施者数	実施率	延対象者数	延実施者数	実施率	延対象者数	延実施者数	実施率	延対象者数	延実施者数	実施率
H18年	475	294	61.9%	104	97	93.3%	247	170	68.8%	230	192	83.5%						
19年	472	268	56.8%	114	100	87.7%	224	163	72.8%	188	163	86.7%						
20年	543	362	66.7%	95	80	84.2%	236	168	71.2%	428	392	91.6%						
21年	545	330	60.6%	87	71	81.6%	249	181	72.7%	409	357	87.3%						
22年	704	323	45.9%	95	71	74.7%	250	175	70.0%	415	338	81.4%						
23年	600	327	54.5%	94	65	69.1%	283	138	48.8%	386	308	79.8%						
24年	461	268	58.1%	113	73	64.6%	178	81	45.5%	377	268	71.1%	58	42	72.4%			
25年	321	93	29.0%	95	64	67.4%	189	81	42.9%	175	109	62.3%	283	220	77.7%	483	240	49.7%
26年	181	64	35.4%	106	45	42.5%	135	54	40.0%	172	139	80.8%	441	314	71.2%	555	368	66.3%
27年				103	53	51.5%	95	9	9.5%	185	151	81.6%	406	309	76.1%	390	301	77.2%

	肺炎球菌			子宮頸がん			水痘			BCG			日本脳炎		
	延対象者数	延実施者数	実施率	延対象者数	延実施者数	実施率	延対象者数	延実施者数	実施率	延対象者数	延実施者数	実施率	延対象者数	延実施者数	実施率
H18年															
19年															
20年															
21年															
22年															
23年										78	73	93.6%	498	264	53.0%
24年										91	85	93.4%	190	106	55.8%
25年	436	236	54.1%	267	10	3.7%				70	61	87.1%	567	283	49.9%
26年	537	341	63.5%	194	0	0.0%	366	124	33.9%	105	80	76.2%	1,433	249	17.4%
27年	399	305	76.4%	181	0	0.0%	190	136	71.6%	81	76	93.8%	219	173	79.0%

資料：保健所活動概況、福祉保健課

- ※D-ジフテリア、P-百日ぜき、T-破傷風、ポリオ-小児マヒ、麻疹-はしか
- ※H18 から麻疹と風疹のワクチンは混合になった（MRワクチン）
- ※麻疹はH20年～H24年の5年間、時限措置として中1・高3も対象とする
- ※H24年11月からDPTとポリオのワクチンは混合になった（4種混合ワクチン）
- ※H25年からヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンが定期接種になった。
- ※H26年10月から水痘ワクチンが定期接種になった。
- ※H27年からDPTワクチンは製造中止のため4種混合ワクチンへ完全移行。

【基本方針】

村民が健康で生きがいを持ち明るい日常生活が享受できるよう、村民の健康増進に対する意識の向上に努めます。また、疾病に対する予防体制の強化や各種の予防接種、検診、保健指導の充実を図り村民の健康づくりを推進します。さらに、各種保健活動や健康づくりのニーズに対応できる体制及び機能の強化、保健師等専門職やボランティア等の人材の確保及び育成に努め、健康づくりに関する各種施策の充実を図ります。あわせて今帰仁診療所をはじめ、保健医療機関と連携するとともに健康で安全安心な地域づくりを目指し、旧古宇利診療所等の地域資源も有効に活用できるよう取り組みます。

1. 健康の保持・増進

①健康意識の向上

村民一人ひとりの健康管理に対する自覚を促すために、引き続き各種教室やイベント等を通して、受診推奨に努め、村民の健康づくりや健康管理に対する意識の向上を図ります。

②健康相談の充実

疾病に対する予防対策として、健康管理や疾病に関する健康相談・訪問指導を充実し、生活習慣病等の予防、早期発見・早期治療を推進します。

2. 保健事業の充実

①保健相談・指導体制の充実

年々高騰する医療費の抑制を図る観点から、健康教室や各種健康教育等による保健相談及び指導体制の充実を図ります。

②健康診査・各種がん検診受診率の向上

村民の健康維持・増進に努め、健康診査及び各種がん検診受診率の向上や保健サービスの充実を図り、生活習慣病等の予防、早期発見を支援します。

③健康危機管理体制の強化

新型インフルエンザや食中毒等の村民の生命・健康の安全を脅かす健康被害について、情報交換・提供、予防・蔓延防止対策等の健康危機管理体制を強化します。

④訪問活動の充実

高齢者や障がい者（児）等が地域で生活し続けることができるよう、訪問活動の充実を図り、健康で生きがいの持てるむらづくりを推進します。

⑤健康増進に関するモデル事業の実施

すべての村民が健康で楽しくいきいきと暮らし、健康寿命を延ばせるよう地域に根差した健康づくりを推進し、地域の健康課題への取り組みを住民が主体的に実践できる体制づくりを支援します。

3. 健康づくり体制の充実

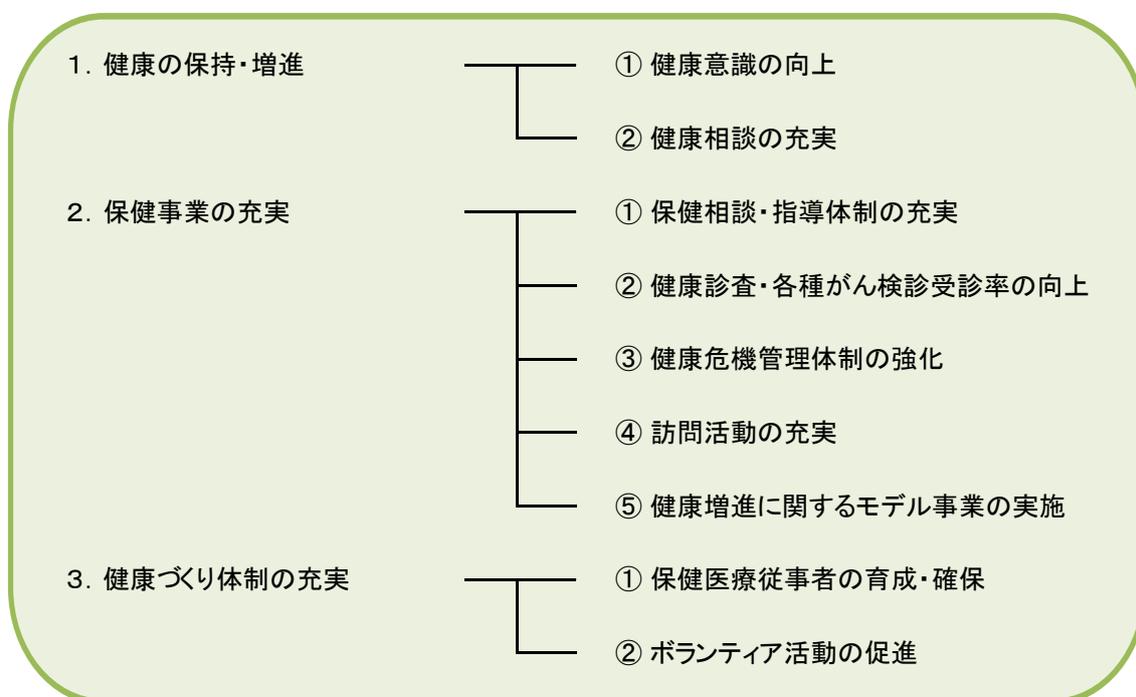
①保健医療従事者の育成・確保

健康づくり体制の充実を図るため、保健医療従事者の育成・確保に努め、村民の生活の質の維持・向上に取り組みます。

②ボランティア活動の促進

住民や各種団体等による活動を促進するとともに、地域における各種保健活動や健康づくりをサポートする食生活改善推進員や母子保健推進員等と連携し、各種施策の充実を推進します。

【施策体系】



(2) 国民健康保険・国民年金の充実

【現状と課題】

国民健康保険は、事業所や公務員等の被用者保険に加入しない農業者や自営業者及び自由業者等の一般国民を対象とした医療保険制度である。被保険者の保険税や国庫負担金等を財源として被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡等に関し必要な医療給付を行う制度で本村では昭和 47 年 10 月から開始されています。

平成 26 年度の状況をみると、総世帯の 49.6%を占める 2,080 世帯が加入しており、加入世帯数は横ばいに推移しています。また、被保険者総数は人口の 40.5%を占める 3,889 人で、このうち一般被保険者は 3,759 人 (96.7%)、退職被保険者等が 130 人 (3.3%) となっています。

平成 26 年度の本村の国民健康保険事業の収支状況をみると支出総額が約 21 億 3,960 万円で、このうち保健給付費が約 10 億 9,180 万円 (51.0%) となっています。一方、収入総額は約 18 億 3,980 万円でこのうち国庫支出額が約 7 億 2,220 万円 (39.3%) と収入総額の約 4 割が国庫支出金で賄われていることになり、村民が納める保険税は約 2 億 2,390 万円 (12.2%) と収入総額の 1 割強にとどまっています。

被保険者の納める保険税は、均等割、平等割、所得割、資産割で算定され、平成 26 年度の一般被保険者の調定額は 2 億 678 万円で収納率は 95.0%の収納率となっています。

本村の国民健康保険事業は保険税の収納分及び国庫支出金、繰入金等で運営されています。しかし、近年の医療技術の高度化、利便性の良さ等により通院回数が増加し、加えて生活習慣病等の高額医療者が多くなっており国民健康保険財源を圧迫しています。そのため、国民健康保険を健全に運営していくために、これまで以上に予防に重点をおいた施策が重要となります。

■国民健康保険の加入状況（年間平均）

単位：世帯、人、%

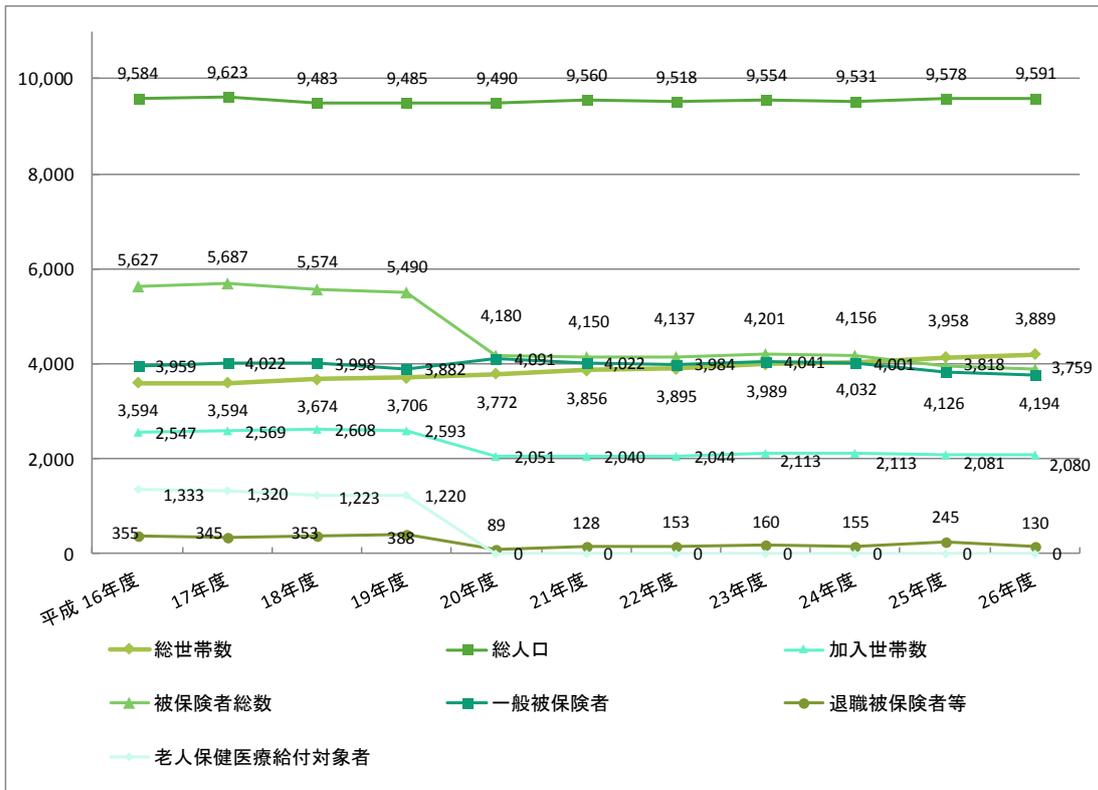
	総世帯数	総人口	加入世帯数		被保険者総数		一般被保険者		退職被保険者等		老人保健医療給付対象者	
			加入率	加入率	割合	割合	割合	割合				
平成 16年度	3,594	9,584	2,547	70.9	5,627	58.7	3,959	70.4	355	6.3	1,333	23.7
17年度	3,594	9,623	2,569	71.5	5,687	59.1	4,022	70.7	345	6.1	1,320	23.2
18年度	3,674	9,483	2,608	71.0	5,574	58.8	3,998	71.7	353	6.3	1,223	21.9
19年度	3,706	9,485	2,593	70.0	5,490	57.9	3,882	70.7	388	7.1	1,220	22.2
20年度	3,772	9,490	2,051	54.4	4,180	44.0	4,091	97.9	89	2.1	-	-
21年度	3,856	9,560	2,040	52.9	4,150	43.4	4,022	96.9	128	3.1	-	-
22年度	3,895	9,518	2,044	52.5	4,137	43.5	3,984	96.3	153	3.7	-	-
23年度	3,989	9,554	2,113	53.0	4,201	44.0	4,041	96.2	160	3.8	-	-
24年度	4,032	9,531	2,113	52.4	4,156	43.6	4,001	96.3	155	3.7	-	-
25年度	4,126	9,578	2,081	50.4	3,958	41.3	3,818	96.5	245	6.2	-	-
26年度	4,194	9,591	2,080	49.6	3,889	40.5	3,759	96.7	130	3.3	-	-

資料：国民健康保険事業状況

※世帯数と総人口は3月末現在

■国民健康保険の加入状況の推移

単位：戸、人



資料：国民健康保険事業状況

※世帯数と総人口は3月末現在

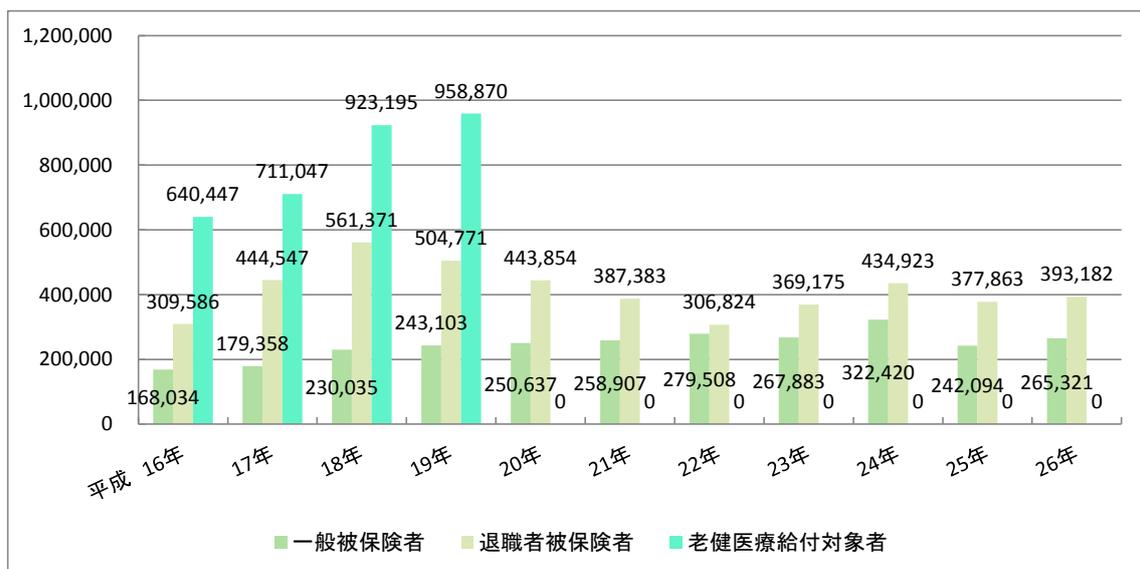
■国民健康保険医療費の推移

	医療に要した費用額(療養諸費)(千円)			
	総額	一般被保険者	退職被保険者	老健医療給付対象者
平成 16年度	1,622,673	665,246	103,711	853,716
17年度	1,813,329	721,378	153,369	938,582
18年度	2,246,911	919,679	198,164	1,129,068
19年度	2,309,396	943,724	195,851	1,169,821
20年度	1,064,857	1,025,354	39,503	-
21年度	1,090,910	1,041,325	49,585	-
22年度	1,160,504	1,113,560	46,994	-
23年度	1,141,584	1,082,516	59,068	-
24年度	1,307,437	1,240,024	67,413	-
25年度	1,212,332	1,147,747	64,585	-
26年度	1,271,584	1,208,824	62,760	-
被保険者一人当り(円)				
平成 16年度	288,922	168,034	309,586	640,447
17年度	319,196	179,358	444,547	711,047
18年度	403,106	230,035	561,371	923,195
19年度	420,655	243,103	504,771	958,870
20年度	254,750	250,637	443,854	-
21年度	262,870	258,907	387,383	-
22年度	280,518	279,508	306,824	-
23年度	271,741	267,883	369,175	-
24年度	314,590	322,420	434,923	-
25年度	306,299	242,094	377,863	-
26年度	326,969	265,321	393,182	-

資料：国民健康保険事業状況

■被保険者一人当りの医療費の推移

単位：円



資料：国民健康保険事業状況

■国民健康保険事業収支状況（決算）

単位：千円、%

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
国民健康保険税	239,820	246,512	255,613	227,188	224,598	232,543	225,782	225,800	218,487	223,909
一般被保険者等分	209,948	215,193	218,788	216,112	212,881	216,497	209,265	209,851	203,441	209,672
調定額（現年）	224,399	222,688	224,011	230,502	228,755	221,344	212,467	205,496	199,491	206,784
収納額	199,880	204,316	206,692	205,820	203,779	202,013	195,424	192,203	190,106	196,427
収納率	89.1%	91.7%	92.3%	89.3%	89.1%	91.3%	92.0%	93.5%	95.3%	95.0%
一人当り調定額（円）	38,299	55,700	57,705	56,344	56,876	55,558	52,578	53,431	52,250	55,010
退職被保険者等分	29,872	31,319	36,825	11,076	11,717	16,046	16,517	15,949	15,046	14,237
調定額（現年）	30,298	31,755	37,515	11,097	12,669	16,047	16,476	15,719	14,723	13,849
収納額	29,653	31,189	36,665	10,506	11,583	15,709	16,227	15,506	14,557	13,702
収納率	97.9%	98.2%	97.7%	94.7%	91.4%	97.9%	98.5%	98.6%	98.9%	98.9%
一人当り調定額（円）	84,867	89,958	96,688	124,685	98,977	104,882	102,975	117,305	105,162	106,531
国庫支出金	652,505	655,966	679,320	632,529	625,994	747,458	682,367	718,308	687,828	722,209
療養給付費等交付金	155,151	143,391	173,654	147,835	61,090	108,863	208,558	163,583	164,482	187,150
県・連合会支出金	55,098	78,566	95,937	80,729	92,115	96,211	88,705	122,066	123,634	129,772
共同事業交付金	36,679	138,706	271,665	231,369	252,793	293,611	257,172	329,812	291,846	322,145
繰入金	175,196	151,245	153,401	145,196	208,056	163,769	151,067	140,596	197,118	248,155
繰越金	17,478	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収入	2,658	782	4,284	2,344	2,070	4,473	2,359	1,584	1,831	6,424
合計	1,334,585	1,415,168	1,633,874	1,467,190	1,466,716	1,646,928	1,616,010	1,701,749	1,685,226	1,839,764
	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
総務費	37,465	44,353	54,944	46,999	43,603	42,288	47,565	48,450	50,287	44,645
保険給付費	885,355	940,392	978,945	894,402	914,590	979,971	970,939	1,117,049	1,025,906	1,091,839
一般被保険者分	727,115	772,434	806,094	859,100	870,560	939,108	918,542	1,056,799	969,752	1,035,914
療養給付・療養費	618,940	670,278	686,400	738,814	750,237	803,603	788,120	894,184	832,173	879,745
高額療養費	90,279	91,866	107,334	107,996	104,873	123,935	114,612	150,439	128,015	142,769
出産育児諸費	12,900	9,450	11,550	11,820	15,050	11,250	15,510	11,736	9,245	13,020
葬祭諸費	790	840	810	470	400	320	300	440	320	380
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一人当り調定額（円）	179,358	193,205	207,649	209,998	216,450	235,720	227,306	274,779	253,995	253,995
退職被保険者等分	158,240	163,915	168,632	31,600	40,440	37,160	48,774	56,671	52,669	52,400
療養給付・療養費	140,054	148,080	147,817	28,394	34,668	32,838	41,317	47,152	45,150	43,877
高額療養費	18,186	15,835	20,815	3,206	5,772	4,322	7,457	9,519	7,519	8,522
一人当り調定額（円）	444,547	464,348	434,619	355,056	315,938	242,876	304,838	422,918	214,976	214,976
審査支払手数料	4,206	4,043	4,219	3,702	3,590	3,703	3,623	3,580	3,485	3,525
後期高齢者支援金等	-	-	-	-	-	-	-	201,708	217,648	216,796
前期高齢者給付金等	-	-	-	-	-	-	-	211	227	171
老人保健拠出金	296,355	270,129	270,427	42,884	16,055	3,097	11	9	33	8
医療費拠出金	292,486	266,294	266,620	42,539	16,041	3,085	0	0	24	0
事業費・事務費拠出金	3,869	3,835	3,807	345	14	12	11	9	8	8
一人当り調定額（円）	221,580	220,874	221,661	-	-	-	-	-	-	-
介護納付金	-	-	-	-	-	-	-	103,198	111,724	117,050
共同事業拠出金	29,615	115,355	212,326	243,346	272,244	271,259	263,841	270,812	274,672	301,028
保健施設費	5,870	7,790	10,747	17,822	17,399	20,751	18,583	24,562	25,836	25,593
公債費	0	378	929	0	0	0	0	674	554	998
その他支出	2,226	2,978	5,850	32,941	65,514	3,332	25,944	20,691	42,434	24,049
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	-	-	167,665	253,282	317,375
合計	1,256,886	1,381,375	1,534,168	1,278,394	1,329,405	1,320,698	1,326,883	1,629,221	2,002,603	2,139,552
収支差引額	77,699	33,793	99,706	188,796	137,311	326,230	289,127	72,528	△ 317,377	△ 299,788

資料：国民健康保険事業状況

※1 老人保健医療給付対象者含む

※2 繰入金（保険基盤・その他・基金等）

※単位未満を四捨五入してあるので、合計は必ずしも一致しない。

国民健康保険事業収入の推移

単位：千円



資料：国民健康保険事業状況

国民健康保険事業支出の推移

単位：千円



資料：国民健康保険事業状況

国民年金事業は、自営・自由業者を対象に被保険者の高齢化（老年基礎年金）、疾病、負傷（障害基礎年金）、死亡（遺族基礎年金）時に基礎年金が支給される制度です。また、第一号被保険者（20歳以上60歳未満の自営・自由業者及び学生）に対して付加年金・寡婦年金・死亡一時金、さらにその他の年金として高齢福祉年金が給付され、国民の共同連帯によって、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした社会保障制度であります。

本村の平成27年度における被保険者数は2,139人で、これは20歳以上60歳未満人口4,063人の52.6%を占める加入率となっています。また、平成27年の国民年金（老齢・障害・遺族）給付額も約18億3,300万円と巨額に達しています。しかし、本村には無年金予備軍がおり、超高齢社会において国民年金の果たす役割や重要性は大きいことから、危惧される所です。

国民年金は皆年金が目標とされていることから、保険対象者の把握に努め、国民年金の適正な実施を図る必要があります。平成14年度から徴収義務が国に移管されましたが、村としては新たな無年金者が生じないように適用漏れ者の加入を促進する必要があります。

■国民年金保険者の加入状況（第2号被保険者を除く）

単位：人、%

	被 保 険 者 数				
	1号強制	適用率	1号任意	3号	総数
平成 17年	2,504	-	19	371	2,894
18年	2,511	-	17	363	2,891
19年	2,485	-	25	349	2,859
20年	2,440	-	25	356	2,821
21年	2,400	-	26	344	2,770
22年	2,399	-	33	337	2,769
23年	2,327	-	37	331	2,695
24年	2,202	-	32	343	2,577
25年	2,056	-	37	326	2,419
26年	1,924	-	34	331	2,289
27年	1,790	-	29	320	2,139

資料：厚生労働省 統計情報

■国民年金（老齢・障害・遺族）給付状況

単位：千円、人

	老齢給付		障害給付		遺族給付	
	受給権者数	年金総額	受給権者数	年金総額	受給権者数	年金総額
平成 20年度	2,281	1,386,332	279	243,436	38	25,961
21年度	2,304	1,405,344	290	253,123	36	24,023
22年度	2,286	1,397,663	297	259,064	34	23,079
23年度	2,279	1,388,228	303	263,560	29	20,763
24年度	2,320	1,418,094	302	261,103	27	19,008
25年度	2,355	1,434,150	301	257,279	23	16,403
26年度	2,445	1,480,576	304	258,607	21	15,289
27年度	2,521	1,546,221	317	273,796	17	13,053

資料：厚生労働省 統計情報

※老齢給付とは、新法の老齢基礎年金並びに旧法拠出制年金の老齢年金及び通算老齢年金の合計である。

※障害給付とは、新法の障害基礎年金及び旧法の障害年金の合計である。

※遺族給付とは、新法の遺族基礎年金及び旧法の寡婦年金等の合計である。

【基本方針】

今後とも村民が健康で文化的な日常生活の支えとなる国民健康保険事業の健全な運営を図るため、若年層からの食生活、生活習慣の指導と高齢者への保健指導の強化、生活習慣病予防教室の実施、特定健診の受診率の向上等を図り、村民の健康づくりに努めます。また、多重受診者への対策、レセプト点検^{*}の強化、ジェネリック医薬品の利用促進、医療費の抑制に努めます。

国民年金は、村民の老後の安定した生活を支える世代間や世代を超えた相互扶助に根ざした社会保障制度です。そのため、年金制度に対する意識の向上を図り、無年金者の防止に努めます。

1. 国民健康保険の健全運営

①国民健康保険制度の周知徹底

国民健康保険は、村民の健康で文化的な日常生活の支えとなる制度であることから、地域説明会の実施や普及啓発活動の強化等によって保険制度の周知徹底を行っていきます。

②未申告者及び未納者等の把握

保険事業の健全な運営を図るため、引き続き未申告者や未加入者、未納者等の把握を行い、制度に対する理解を促します。

③若年加入者の納付指導促進

若年加入者については、保険制度への未理解による未納者が多いため、保険制度に対する理解が得られるよう制度説明及び納付指導を促進します。

④国民健康保険事業の健全運営

増大する医療費の適正化を図るために、多重受診者への対策、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用促進や医療費の抑制を図るとともに国民健康保険事業の健全運営に努めます。

2. 医療費適正化及び健康寿命の延伸

①特定健康診査、特定保健指導の充実

特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導の実施に努めます。

②生活習慣病の発症・重症化予防

子供から大人までライフステージでの生活習慣病の発症や重症化予防の取り組みを推進します。

③データヘルス計画の推進

医療費や健診データの分析に基づく健康実態の明確化を図ります。

④保健指導体制の充実

生活習慣病等の重症化（虚血性心疾患、糖尿病性腎症、脳血管疾患）予防を推進していくために、管理栄養士や保健師等の専門職のスキルアップを図ります。

3. 国民年金制度の普及

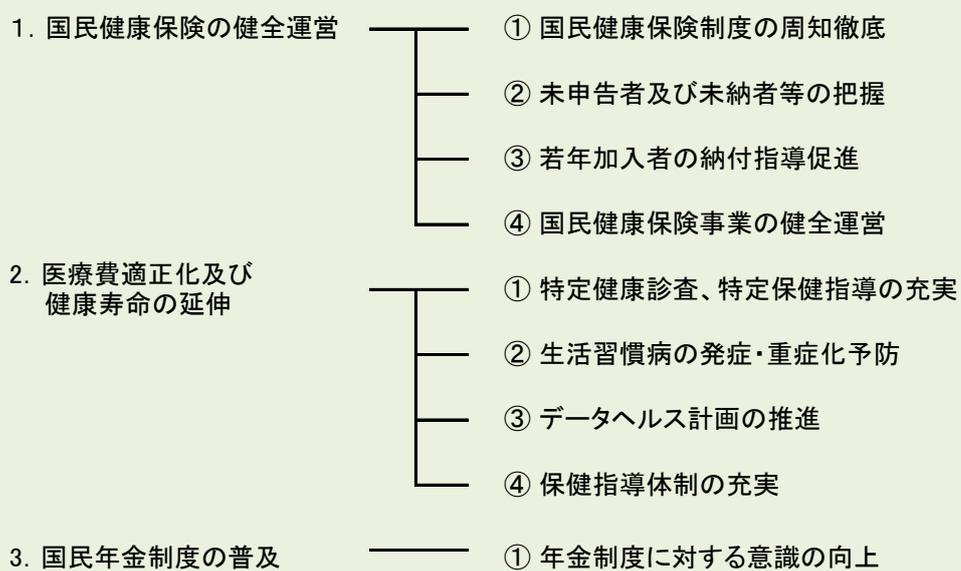
①年金制度に対する意識の向上

国民年金制度について広報を行います。特に若年層の年金制度に対する意識の向上を図り、無年金者の防止に努めます。

※レセプト点検

保険医療機関または保険薬局から審査支払機関を通じて提出された診療報酬・調剤報酬明細書（レセプト）が、保険者へ正しく請求されているか点検すること。

【施策体系】



(3) 高齢者への支援

【現状と課題】

平均寿命が伸びる一方、少子化の影響により年少人口が減少し、今後さらに高齢社会が進行すると予想されることから、老人福祉に対する需要は増大することが予想されます。

本村の平成 27 年（国勢調査）における 65 歳以上人口は、総人口の 28.1%（2,677 人）と 4 人に 1 人が高齢者という状況となっています。そのため、村民が長寿の喜びのなかで、安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれています。村民一人ひとりが生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築いていくためには、保健、医療、福祉等のサービスを総合的に提供できる環境が求められています。

このような長寿社会にあっては、人生のライフスタイルを有意義に過ごしていくための高齢者の生きがいづくりも重要であります。本村では老人クラブや高齢者学級等によって、生涯学習やスポーツレクリエーション活動が行われています。今後とも高齢者のニーズに応えた活動内容の充実及び参加への呼びかけを行い、高齢者一人ひとりに適した多様な生きがいづくりにつながる場の提供が求められています。

後期高齢者医療制度は、75 歳（一定の障害があると認定されたときは 65 歳）以上の方が被保険者となり、健康の維持増進や、疾病予防、早期発見や早期治療を図る保健事業を含む医療の一貫した保健サービスを行う制度です。この制度に基づき健康手帳の交付、健康長寿診査や給付等の各種事業が行われています。

高齢化が進行する本村においては、後期高齢者医療費が経年的に増加を示しており、今後もこの傾向は続くものと考えられます。そのため、各種保健事業の充実及び村民の健康づくりに対する啓発を促進するとともに高騰する後期高齢者医療費の抑制を図る必要があります。また、超高齢社会に備えて、家族による介護から社会全体による介護へ移行するために、平成 12 年から介護保険制度が実施され、現在は社会保障制度の一環として役割が村民に浸透しつつあります。しかし、県内市町村の第 1 期介護保険事業運営期間（平成 12～14 年度）においては、介護給付費が当初の見込みを大きく上回り、第 1 期以降の事業運営期間（第 2 期：平成 15～17 年度、第 3 期：平成 18～20 年度、第 4 期：平成 21～23 年度、第 5 期：平成 24～26 年度、第 6 期：平成 27～29 年度）における介護保険料の大幅な引き上げが行われました。さらにサービス基盤が不十分な地域や介護保険財源の厳しい町村がみられる等、介護保険事業の広域化の必要性が認識され、本村においても平成 15 年度から沖縄県介護保険広域連合による事業の実施を行っています。

平成 27 年度の介護保険の実施状況を見ると、第 1 号被保険者数が 2,705 人、要介護（要支援）認定者総数 622 人、住宅介護者が 337 人、施設介護者が 163 人となっています。今後も要支援・要介護高齢者が自らの意志で、安心して質の高いサービスが受けられるようサービス実施機関との連携が求められています。

■老人人口比率

単位：人、%

	総人口	65歳以上人口	老年人口比率	75歳以上人口 (後期高齢者)	老年人口に 占める 75歳以上人口	85歳以上人口	老年人口に 占める 85歳以上人口
昭和50年	11,100	1,361	12.3	635	46.7	147	10.8
55年	9,593	1,430	14.9	669	46.8	194	13.6
60年	9,465	1,671	17.7	801	47.9	260	15.6
平成 2年	9,165	1,892	20.6	938	49.6	318	16.8
7年	9,486	2,163	22.8	1,073	49.6	366	16.9
12年	9,492	2,357	24.8	1,264	53.6	435	18.5
17年	9,476	2,434	25.7	1,469	60.4	526	21.6
22年	9,257	2,457	26.5	1,547	63.0	615	25.0
27年	9,531	2,677	28.1	1,562	58.3	708	26.4

資料：国勢調査

■介護予防事業（介護保険地域事業）

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生きがい活動支援通所事業	利用実人数	20	21	17	19	21	15				
	利用延人数	617	628	724	604	612	570				
	事業費(千円)	1,637	1,605	1,735	1,613	1,624	1,610				
高齢者の健康と活力促進事業	利用実人数	3	11	18	27	27	29	32	32	45	48
	利用延人数	17	182	156	660	879	1,060	944	1,363	1,168	1,081
	事業費(千円)	120	1,372	1,498	3,255	3,570	3,430	3,535	2,625	5,182	5,250
日常生活機能訓練事業	利用実人数	4	11	6	6	5	2	0	0	3	
	利用延人数	79	338	32	107	77	76	0	0	66	
	事業費(千円)	630	1,932	1,281	903	945	1,092	0	0	420	
食の自立支援事業	利用実人数	26	18	17	23	12	11	28	39	52	72
	利用延人数	1,361	1,189	1,291	1,510	900	660	1,100	1,937	2,786	5,042
	事業費(千円)	907	793	881	1,007	600	430	733	1,259	1,811	3,278

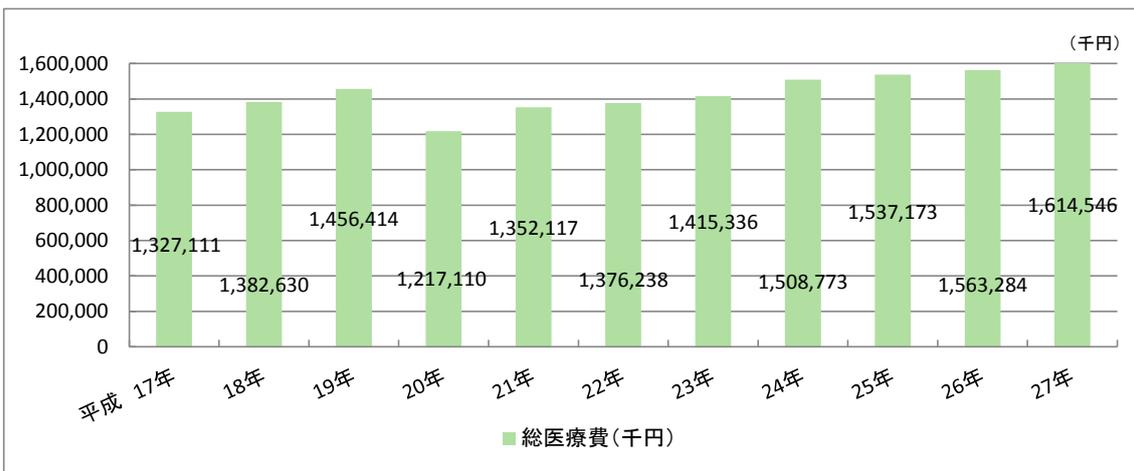
資料：福祉保健課

■老人医療費

	年間平均受給者(人)	総医療費(千円)	一人当り医療費(円)
平成 17年	1,632	1,327,111	813,181
18年	1,566	1,382,630	882,905
19年	1,501	1,456,414	970,296
20年	1,512	1,217,110	804,967
21年	1,511	1,352,117	894,849
22年	1,484	1,376,238	927,384
23年	1,469	1,415,336	963,469
24年	1,465	1,508,773	1,029,879
25年	1,467	1,537,173	1,047,834
26年	1,474	1,563,284	1,060,573
27年	1,481	1,614,546	1,090,173

資料：福祉保健課

■老人医療費の推移



資料：福祉保健課

■独身老人の状況

単位：人、%

	65歳以上人口	独居老人	
		人数	比率
平成 17年	2,390	510	21.3%
18年	2,401	602	25.1%
19年	2,409	625	25.9%
20年	2,420	655	27.1%
21年	2,432	594	24.4%
22年	2,422	616	25.4%
23年	2,363	627	26.5%
24年	2,407	658	27.3%
25年	2,459	690	28.1%
26年	2,567	814	31.7%
27年	2,660	949	35.7%

資料：福祉保健課

※各年 10月1日現在

■独身老人の推移

単位：人



資料：福祉保健課

※各年 10月1日現在

■介護保険の状況

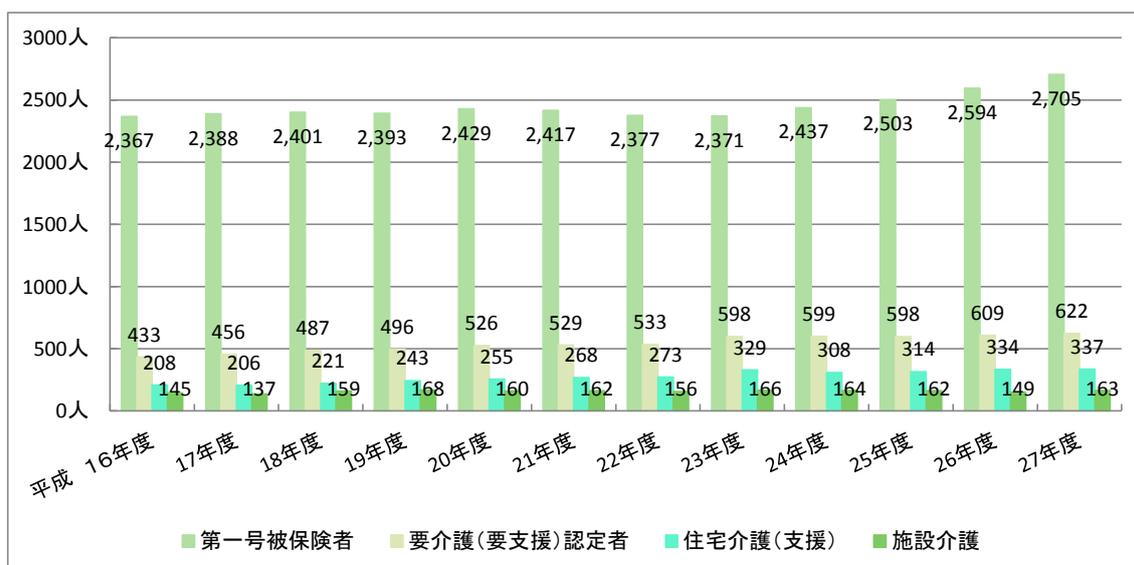
単位：人

	第一号被保険者	要介護(要支援)認定者	住宅介護(支援)	施設介護
平成 16年度	2,367	433	208	145
17年度	2,388	456	206	137
18年度	2,401	487	221	159
19年度	2,393	496	243	168
20年度	2,429	526	255	160
21年度	2,417	529	268	162
22年度	2,377	533	273	156
23年度	2,371	598	329	166
24年度	2,437	599	308	164
25年度	2,503	598	314	162
26年度	2,594	609	334	149
27年度	2,705	622	337	163

資料：沖縄県介護保険広域連合

■介護保険の推移

単位：人



資料：沖縄県介護保険広域連合

■要介護（要支援）認定者数

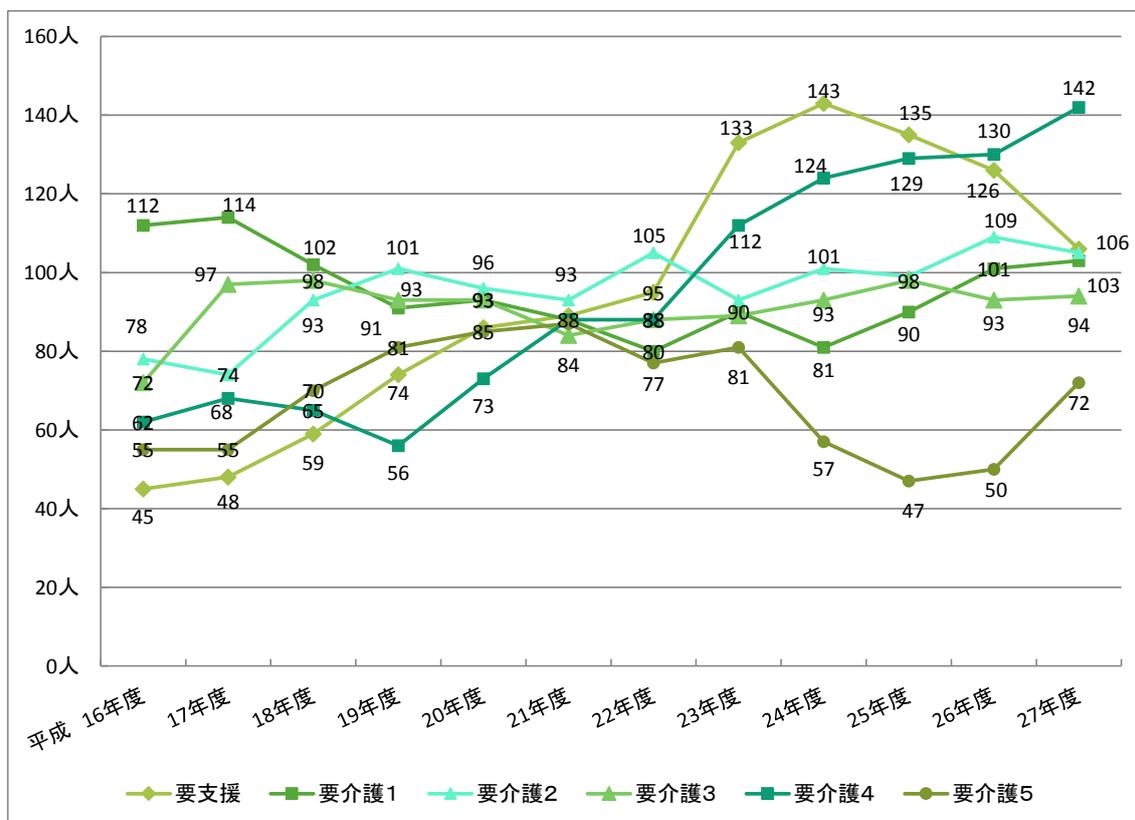
単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成 16年度	45	112	78	72	62	55	424
17年度	48	114	74	97	68	55	456
18年度	59	102	93	98	65	70	487
19年度	74	91	101	93	56	81	496
20年度	86	93	96	93	73	85	526
21年度	89	88	93	84	88	87	529
22年度	95	80	105	88	88	77	533
23年度	133	90	93	89	112	81	598
24年度	143	81	101	93	124	57	599
25年度	135	90	99	98	129	47	598
26年度	126	101	109	93	130	50	609
27年度	106	103	105	94	142	72	622

資料：沖縄県介護保険広域連合

■要介護（要支援）認定者数の推移

単位：人



資料：沖縄県介護保険広域連合

【基本方針】

高齢期を迎えた人々が、住み慣れた家庭や地域のなかで健康で明るく生きがいを持って暮らしていける地域社会の形成に努めます。

このため高度化、多様化する高齢者福祉のニーズに対応するため在宅サービスや、福祉施設の充実、ネットワークの強化を行うとともに、疾病予防対策等の保健事業を充実し、介護予防に努めます。また、老人クラブ活動や就業の場の確保を図るため、シルバー人材センターの役割を担う機関の創出に努め、積極的な社会参加や交流により、住み慣れた地域で生きがいのある生活が送れるような総合的な福祉サービスの充実を図っていきます。

また、介護保険制度の周知徹底を図りながら、要支援・要介護認定者への適切なサービスの提供に努めます。

1. 介護予防と社会参加の促進

①疾病・介護予防の強化

健康相談、健康教室等によって体調管理や疾病、健康づくりに対する正しい知識の普及や介護予防に努めます。

②生きがいづくりの支援

老人クラブや高齢者学級等の高齢者が気軽に参加できる講座の充実を図り、高齢者が主体となる活動や生きがいづくりを支援するとともに、就労機会の確保を図るため、シルバー人材センターの役割を担う機関の創出に努めます。

あわせて聴力が低下した高齢者の聞こえの環境への配慮に努め、社会参加を促進します。

2. 高齢者福祉サービスの充実

①在宅サービスの充実

自立した高齢者に対しては、在宅福祉サービス等の充実を図り、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう支援します。

②施設サービスの充実

各福祉施設については、施設利用者のニーズを十分に担えるように、多様なサービスの提供と質の向上を促進します。

③介護者支援の充実

介護者については、介護の正しい知識や技術を修得できる機会を創出し、介護に対する不安や負担軽減を図り、さらに介護者の心身のリフレッシュに向けた相談や支援活動を促進します。

3. 介護保険の健全運営

①介護保険制度の周知

介護保険制度の広報活動を行い、制度への理解を高めるとともに周知徹底を図ります。

②介護保険サービスの適切な運営と質の向上

要支援・要介護認定者の状況に応じて、適切な介護保険サービスが受けられるよう介護保険事業者等との連携・協働体制を促進しつつ、ケアマネジメントやサービスの質の向上を図ります。

4. 地域包括ケアシステムの構築

①医療と介護の連携

住み慣れた地域に必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けられる体制づくりに努めます。

②認知症施策推進総合戦略の実施

認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の実施に努めます。

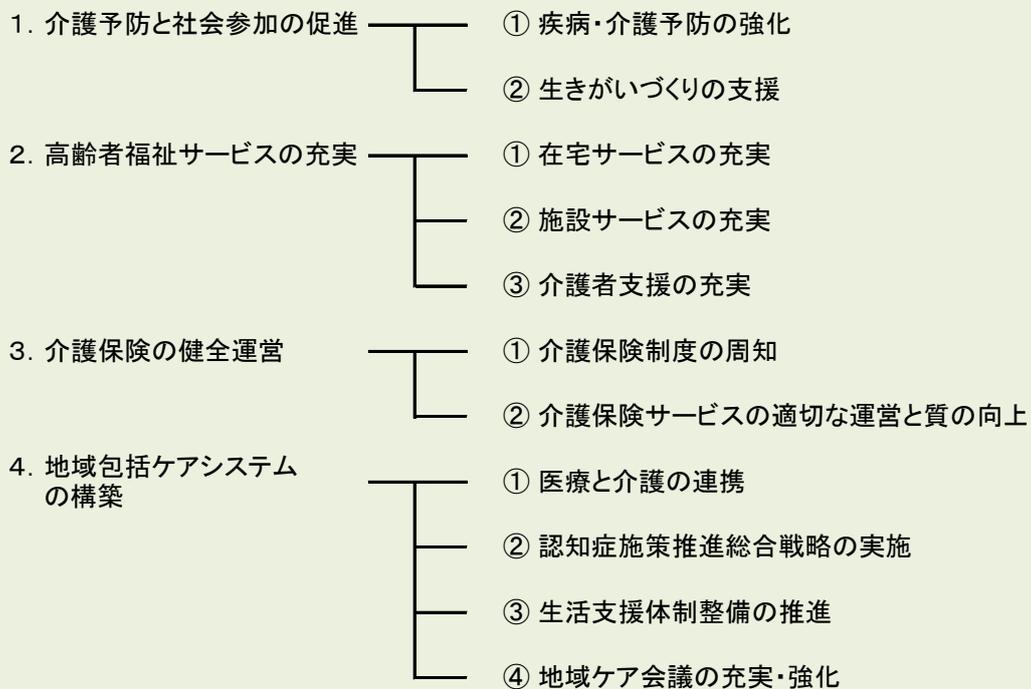
③生活支援体制整備の推進

元気高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業等の多様な主体によるサービスの提供体制の構築に努めます。

④地域ケア会議の充実・強化

地域の共通課題を関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな社会資源開発、施策化をボトムアップで取り組む仕組みづくりに努めます。

【施策体系】



(4) 障がい者（児）への支援

【現状と課題】

障がい者が地域社会の一員として社会活動に参加し、「ノーマライゼーション※」の理念を踏まえ、障害のある人も障害のない人も安心して住み慣れた地域で暮らせるむらづくりが重要となっています。

本村の平成 27 年度の身体障がい者手帳の保持者数は 484 人、知的障がい者に関わる療育手帳保持者数 126 人で合計 610 人となります。

身体障がい者を障害別にみると肢体不自由が 220 人と身体障がい者手帳保持者の 45.5% を占め最も多く、以下、中途障害の多い内部疾患（189 人/39.0%）と続いています。

障害者福祉制度は、平成 15 年 4 月の「支援費制度※」の導入により大きく転換されました。行政がサービスの利用先や内容等を決める「措置制度」から、障害のある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになった「支援費制度」が導入され、円滑な実施に向けて、取り組みが行われました。しかし、導入後には、サービス利用者数の増大や財源問題、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）間の格差、サービス水準の地域間格差等、新たな課題が生じてきました。これらの課題を解消するため、平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法※」が施行されました。新しい法律では、これまで障害種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障害の状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」という）が導入され、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。また、安定的な財源確保のために、国が費用の 2 分の 1 を義務的に負担する仕組みや、サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）が導入されました。「障害者自立支援法」については施行後も検討が行われ、特に利用者負担については、軽減策が講じられてきました。平成 25 年 4 月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法※）」となり、障がい者の範囲に難病等が追加されるほか、障がい者に対する支援の拡充等の改正が行われました。これにより、障害福祉サービスの充実等を促進し、障害保健福祉施策（地域生活支援事業）により支援を明確にし、総合的な支援を行うことになりました。

村では、村社会福祉協議会と連携したボランティア組織の活動推進、「障害者就労継続支援事業所ソーシャルサポートおとぼの杜」や「障害者就労継続支援事業所がんばろう」、「就労移行支援事業所エル・セフィーロ」、「障がい者共同生活援助事業所 with」等への支援、障がい児通園事業の「スイミー」の事業推進、身体障がい者スポーツ大会への積極的な参加や地域交流等、障がい者のニーズに沿って必要な援助を行っています。

障害の有無にかかわらず、共生し暮らしやすい社会を目指して関係法令や例規等に基づく支援体制に取り組むことが求められています。

※ノーマライゼーション

北欧から世界に広まった障がい者福祉の理念。障がい者や高齢者をはじめ、ハンディキャップのある人を特別視することなく、すべての人が同等に権利を享受し、地域社会の中でともに普通の生活ができるような社会が当然であるとする考え方。

※支援費制度（平成 15 年 4 月施行）

ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまで行政が障がい者サービスを決定してきた「処置制度」から、障がい者自身がサービスの利用者としてサービスを提供する事業者と対等な関係に立ち、契約に基づきサービスを利用するという制度。

※障害者自立支援法（平成 18 年 4 月施行）

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスや支援を行い福祉の増進を図る目的で制定。後の障害者総合支援法の根幹となる制度。

○障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月 1 日施行）

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

※障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新しい制度。

○障害者権利条約批准

平成 26 年 1 月 20 日、日本は国際連合「障害者の権利に関する条約」を批准した。批准に至った本条約の中で「合理的配慮の否定」を「差別」と位置づけている。

「合理的配慮」とは、障害があってもその場に参加できなかつたり、サービスの享受がなされない場合に、障がい者に対する機会の保障を確保するために行う調整や変更のことである。

○沖縄県共生社会条例

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して、平成 26 年 4 月 1 日から「沖縄県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」がスタート。共生社会条例ともいう。

○障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定された。

■身体障がい者手帳及び療育手帳交付状況

単位：人

	身体障害者手帳						療育手帳
	合計	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部疾患	
平成 16年	344	31	39	5	178	91	64
17年	358	31	38	3	186	100	75
18年	404	34	36	3	212	119	77
19年	416	33	36	3	222	122	80
20年	428	31	34	3	232	128	88
21年	440	34	32	3	231	140	91
22年	458	35	35	3	228	157	91
23年	473	37	36	3	233	164	93
24年度	470	36	37	3	222	172	73
25年度	448	29	39	3	206	171	119
26年度	465	28	42	3	209	183	125
27年度	484	27	45	3	220	189	126

資料：福祉保健課（沖縄県福祉保健所活動概況）

【基本方針】

今後とも、ノーマライゼーションの理念のもとに「完全参加と平等」を目指し、障がい者福祉についての各種制度の活用はもとより、障がい者自らの意志決定による福祉施設及び在宅サービスの利用を促進します。また、自立と社会参加が行える社会体制の確立及び生活環境の改善を図ります。さらに、障がい者やその家族を対象とした介護支援の充実や相談・指導体制の強化、小規模作業所等の充実や民間企業の理解と協力による就業の場の確保など、障がい者の社会的な自立に向けた各種施策の展開を図ります。

1. 保健・医療体制の充実

①障害の予防と早期発見の推進

障害の予防と早期発見のために、医療機関や保育所、学校等と連携し、乳幼児健診、健康診査等の受診率の向上に努めるとともに、健康教育・健康相談の充実を図る。

②リハビリテーション内容の充実

障害があっても住み慣れた地域で生活しながら、リハビリテーションを継続していくことができるように、各種事業の継続実施及び充実を図ります。

③精神保健事業の充実

精神障がい者のニーズや生活状況の把握に努め、個々に応じた適切な対応と適切な社会復帰への支援を行います。

2. 障がい者（児）福祉の充実

①障害者総合支援法に基づいた福祉サービス

「障害者総合支援法」の趣旨・理念に基づき、障がい者等が日常生活や社会生活が営めるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行い福祉の増進を図ります。また、地域社会において障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う社会の実現に努めます。

②支援制度の周知徹底

福祉サービスに係る制度について、福祉のしおりの活用や相談支援に携わる事業所等での周知活動に努めます。

③介護者支援の充実

介護者が自分の健康や生活に不安なく過ごせるよう、介護技術を修得する機会の提供に努めるとともに、保健師や相談支援員等の専門家等による相談支援体制づくりに取り組みます。

3. 障がい者（児）の自立と社会参加への支援

①国民年金制度の周知と加入促進

各種年金が受給できない事態をなくすため、国民年金制度の周知と加入の促進に努めます。また、その他各種手当の運用等を引き続き行います。

②働ける環境づくりの整備促進

障害があっても無理なく働き続けられるよう、必要な技術修得の機会を提供します。また、個人の適正と能力に応じた様々な就労機会の拡充及び作業所の充実を図り、障がい者が意欲を持って働ける環境づくりの整備を促進します。

③相談体制の充実

障がい者（児）やその家族が地域で暮らしていくなかで、様々な問題や困り事について気軽に相談できるよう、相談体制の充実に努めます。

④安心して暮らせる環境整備

障がい者（児）の文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域社会への参加を促します。すべての障がい者（児）が「自分らしく生きる」ことができ、将来的にも安心して地域で生活し続けることができるよう、環境整備に努めるとともに社会参加の促進を図るため、自立度の向上を目指した支援に取り組みます。

4. ノーマライゼーションの促進

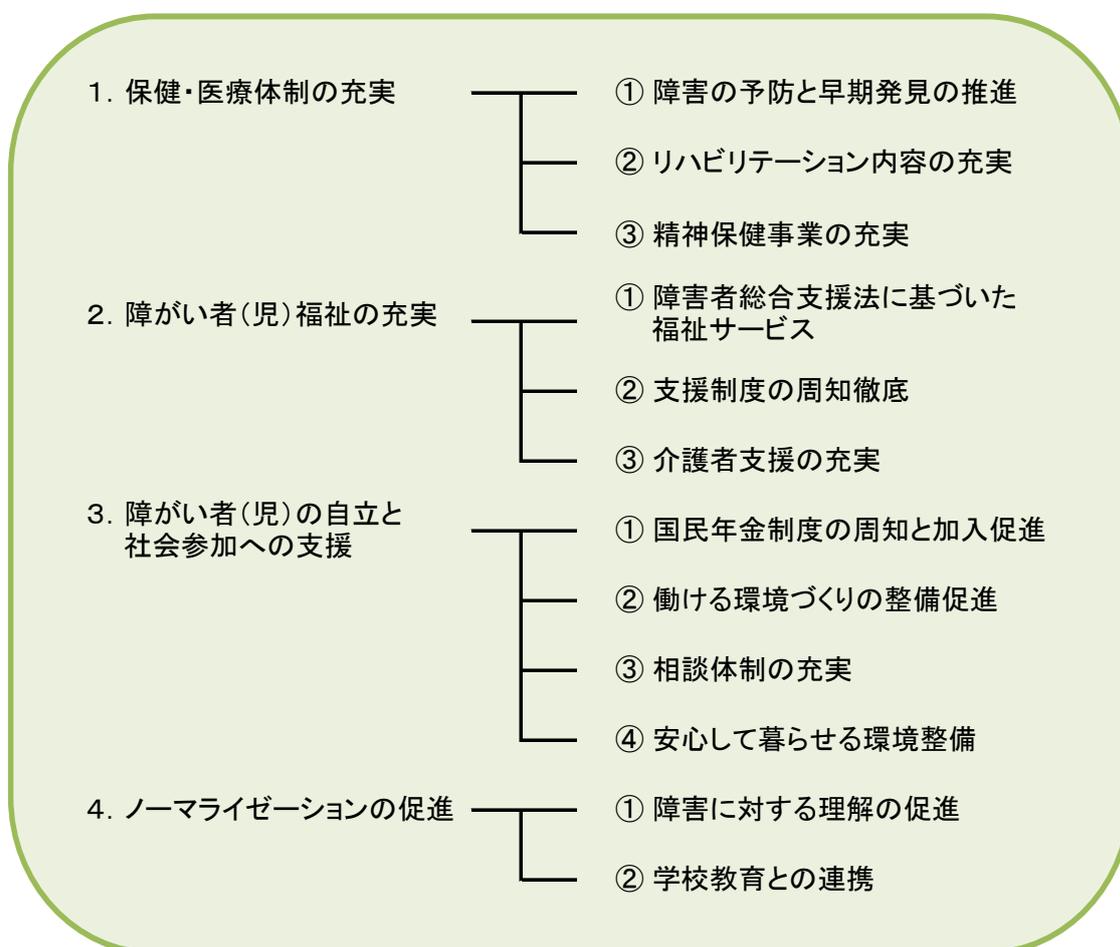
①障害に対する理解の促進

障がい者に対する社会的理解が深まるように、地域住民の障害に対する正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーションの理念を推進します。

②学校教育との連携

学校教育においては、障害のある児童の社会性の養育と、健常児の心の養育を図るため、相互の交流を推進します。

【施策体系】



(5) 低所得者への支援

【現状と課題】

生活保護は、公的責任で生活困窮者に対してその程度に応じ、健康で文化的な最低限の生活を営むことができるよう「生活扶助」を中心に「医療」、「教育」、「住宅」、「出産」、「生業」、「介護」、「葬祭」の8つの扶助が設定されており、被保護世帯への扶助を行うことにより自立を促すことを目的とした社会福祉制度です。

生活保護の動向は、社会経済の発展や所得の向上、及びその他社会福祉施策の優先や活用等の甲斐なく増加傾向にあります。

本村の平成26年度における生活保護世帯数は、村総世帯数の3.3%を占める138世帯161人（村総人口の16.7%）です。

生活保護世帯は増加し続けており、そのニーズは多種多様なものになっています。このことから、その動向を的確に把握するとともに被保護者世帯の経済的な自立と生活意欲の助長を促し、明るく健康で生きがいのある社会生活が営めるよう北部福祉事務所や社会福祉協議会等の関連機関との連携、相談機能等の充実、各種施策の活用が必要です。

■生活保護状況

	保護世帯			扶助費（千円）					
	人員	保護率	合計	生活	住宅	教育	医療	その他	
平成17年度	61	74	7.7%	40,407	33,714	5,952	128	86	527
18年度	63	73	7.7%	39,517	33,439	5,560	241	81	0
19年度	69	80	8.4%	43,789	37,420	5,827	369	128	0
20年度	77	89	9.4%	51,255	43,097	7,347	311	410	91
21年度	95	118	12.4%	64,657	56,425	7,416	662	220	234
22年度	112	134	14.1%	78,758	67,246	9,884	833	498	291
23年度	123	147	15.4%	85,855	72,920	10,868	824	740	503
24年度	128	151	15.7%	-	-	-	-	-	-
25年度	132	158	16.5%	-	-	-	-	-	-
26年度	138	161	16.7%	-	-	-	-	-	-

資料：事業概要（北部福祉事務所）

【基本方針】

生活保護世帯に対する生活の保障を行い、経済的な自立化を助長するため、各種団体や民生・児童委員等との連携を図り、保護世帯の実態やニーズの動向把握に努めます。また、生活福祉資金や各種貸付、公課負担の減免措置等の活用及び相談体制の充実を図り、経済的な自立に向けた福祉施策を推進します。

1. 生活の安定化

①生活保護世帯に対する相談・支援体制の充実

生活保護世帯の実態やニーズの動向を的確に把握し、適切な支援が行えるよう努め、明るく健康で生きがいのある生活が送れるよう北部福祉事務所と連携し、保護世帯に対する相談・支援体制の充実を図ります。

②生活困窮者の支援

就職・生活支援パーソナルサポートセンターとの連携を図り、生活困窮者への支援について各種制度に繋げる体制の構築を図ります。

2. 生活の自立支援

①各種制度の活用

関係機関との連携のもと、生活保護世帯等に対する生活福祉資金や各種貸付、公課負担の減免措置等の活用の充実を図り、家計管理の指導・助言等の充実に努めます。

②就労機会の拡充

生活保護世帯等の経済的な自立と生活意欲の向上を促すために、北部福祉事務所をはじめ、関係機関との連携を強化し、就労機会の拡充を図ります。

【施策体系】

1. 生活の安定化



① 生活保護世帯に対する相談・支援体制の充実

② 生活困窮者の支援

2. 生活の自立支援



① 各種制度の活用

② 就労機会の拡充

(6) 子ども・子育て支援

【現状と課題】

近年、三世帯世帯の減少に伴う家族人員の減少、女性の社会進出の増加等による家族内での保育機能の低下、出産率の低下にみられる少子化等の傾向は子どもの自主性や社会性が育ちにくいといった教育環境への影響が懸念されています。

このような状況の中で次代を担い、地域活力の源となる児童の健全な発展を助長する本村の児童福祉は、保育を必要とする児童への支援だけにとどまらず、地域のすべての児童が健全に発育するための地域コミュニティや社会環境が重要となっています。

本村では、母子健康手帳の交付や各種健康診査、育児学級等の開催、医療費や保育料の助成等により、母子の健康増進や子育て支援を行っています。核家族化等に伴い、母親への育児負担の増加や育児力の低下が課題となっています。安心して子どもを産み育てることができるよう、各種健康診査及び育児学級等による子育て支援体制や相談体制の充実と、育児力の向上を図っていくことが重要です。

本村には平成28年度現在、公立保育所が4ヶ所と事業所内保育所の認可保育施設が1ヶ所あります。平成27年度末における保育幼児数の合計は316人となっており、弾力化制度を活用し定員を上回る園児を受入れています。しかし、児童をとりまく環境の変化等で保育需要が多様化しており、これに対応するため、土曜日についても午後5時30分までの保育を実施しています。今後とも、待機児童の解消を含めた多様な保育のニーズに柔軟に対応しながら、保育事業への民間参入を進めていくことが求められます。

就学児童の放課後児童対策についても地域のニーズを把握しつつ、必要な施設整備やサービスの提供について検討する必要があります。また、児童手当等についても、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図るために支給されることから、今後とも児童手当等の受給・周知等を図る必要があります。

ひとり親家庭は、一般家庭に比べ経済的に不安定な状況にあることから、児童の健全育成等の面から地域や周囲の人々の暖かい援助が必要です。このため、本村においてはひとり親家庭に対し母子・父子福祉資金や児童扶養手当等の支給、各種施策の活用を図り、それらの自立に向けた支援策を展開してきました。しかし、多様化する社会や子育て環境の変化に伴い、ひとり親家庭における福祉のニーズも多様化していることから、今後とも生活や児童養育等に関する相談業務の充実を図るとともに、さらに子ども・子育て世帯の貧困状況の把握に努め、その対策を含めた生活の自立化に向けた環境整備が必要です。

■保育所状況

単位：人

	保育所	職員数	幼児数				収容定員
			総数	2歳児未満児	3歳児	4歳児	
平成 17年度	4	52(24)	267	138[18]	58	71	240
18年度	4	50(23)	269	135[25]	69	65	240
19年度	4	53(20)	265	132[25]	67	66	240
20年度	4	52(20)	266	131[22]	65	70	240
21年度	4	53(20)	260	139[23]	55	66	240
22年度	4	60(20)	282	139[24]	63	80	270
23年度	4	58(21)	291	158[26]	63	70	270
24年度	4	63(21)	298	157[26]	72	69	280
25年度	4	67(23)	302	145[27]	80	77	280
26年度	4	67(23)	302	157[31]	62	83	280
27年度	4	72(22)	316	169[29]	75	72	280

資料：幼保連携推進室

※()は正職員数、[]は0歳児

※平成 22 年度、23 年度の収容定員増は今帰仁保育所改築による増加

※平成 24 年度以降の定員増は、仲宗根保育所増築による増加。

■児童扶養手当受給者数の状況

単位：戸、人

	総世帯	母子・父子家庭					
		総数	死別	離婚	遺棄	未婚の母	その他
平成 17年度	3,629	87	4	71	0	12	0
18年度	3,674	89	5	74	1	9	0
19年度	3,706	86	3	73	1	9	0
20年度	3,772	91	1	79	1	10	0
21年度	3,856	91	1	79	1	10	0
22年度	3,895	109	1	96	1	10	1
23年度	3,989	124	2	107	1	11	3
24年度	4,032	127	3	106	1	12	5
25年度	4,126	125	3	104	1	13	4
26年度	4,194	130	3	105	1	16	5
27年度	4,253	133	3	104	1	19	6

資料：福祉保健課

※総世帯数は年度末時点。

※平成 22 年度から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったため、同年度以降は父子家庭を含む。

【基本方針】

子どもを安心して産み育てることができるよう、また、母子の健康増進のために健康診査等の充実を図ります。

多種多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに良好な家庭環境づくりに寄与する各種手当を活用し、明日の社会を担う児童がのびのびと育つ保育環境・子育て環境の形成に努めます。

豊かな人間性と創造力に富んだ、健康な園児の育成のため保育環境の整備を図りつつ、障がい児保育についても保育所の持つ機能を活用し、健常児と一緒に保育することによって、成長を支援していきます。

本村におけるひとり親家庭の実態を的確に把握し、ひとり親家庭が地域で明るく生きがいを持ち、安心して暮らしていけるよう経済的な自立と児童の健全育成のための各種制度の活用を図ります。

1. 母子保健・医療の充実

①母子保健・医療の充実

母子の健康増進のために、乳幼児や妊婦に対する健康医療の相談体制や定期健康診査の拡充を図ります。

②妊産婦・育児学級の開催

親が子どもに愛情をもって接することができるよう、子育てに関する情報提供や保護者間の交流の機会となる妊産婦・育児学級を引き続き実施します。さらに、不妊症や不育症の治療を行う夫婦に対して、費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実を図ります。

2. 保育・幼児教育の充実

①保育内容の充実

5歳児の保育の実施、保育時間の延長、一時預かり保育等の多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、民間の保育園についても同様な保育サービスが受けられるよう保育内容の充実に努めます。

②幼児教育の充実

3～5歳までの幼児教育を実施し、幼児が安心・安全で楽しい幼稚園生活を過ごせるよう環境整備に取り組みます。

③待機児童の解消

現施設の整備・拡充や民間法人等による新たな施設の整備等を図り、待機児童の解消に努めます。

④障がい児への対応

障害のある子どもの受入体制を強化するため、障がい児等療育支援事業による巡回相談等を活用し保育・幼児教育の充実に努めます。

⑤幼保連携型認定こども園の整備

幼保連携型認定こども園の整備により、入所定員の増加を図り、快適な保育・幼児教育施設の充実に努めます。

3. 子育て支援

①子育て相談体制の確立

子どもの発育や子育てに関する悩みを気軽に相談できるような体制の確立に努めます。

②地域及び家庭の連携による環境づくり

放課後児童対策の充実や地域子ども会との連携を強化しながら異世代間交流を促進するとともに、自ら地域行事に参加していけるような意識の向上を図ります。また、児童館の機能を持つ施設や遊び場等を整備し、安心・安全な子育て環境づくりに努めます。

③児童手当等の適正支給

児童手当等の各制度に対する情報提供の強化に向けた取り組みを推進し、その適正な支給を図ります。

④子育て世代包括支援センター機能の強化・相談体制の充実

子育て世代包括支援センターの機能が十分に発揮できるよう、母子保健コーディネーター等の専門職による妊娠期から切れ目のない相談体制の整備に努めます。

4. ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭の実態把握と支援の充実

保育所や学校、民生委員等の各種団体や地域住民と連携し、ひとり親家庭の実態把握に努めるとともに、窓口での相談体制の強化を図り、適切な支援の充実に努めます。

②就労機会の拡充

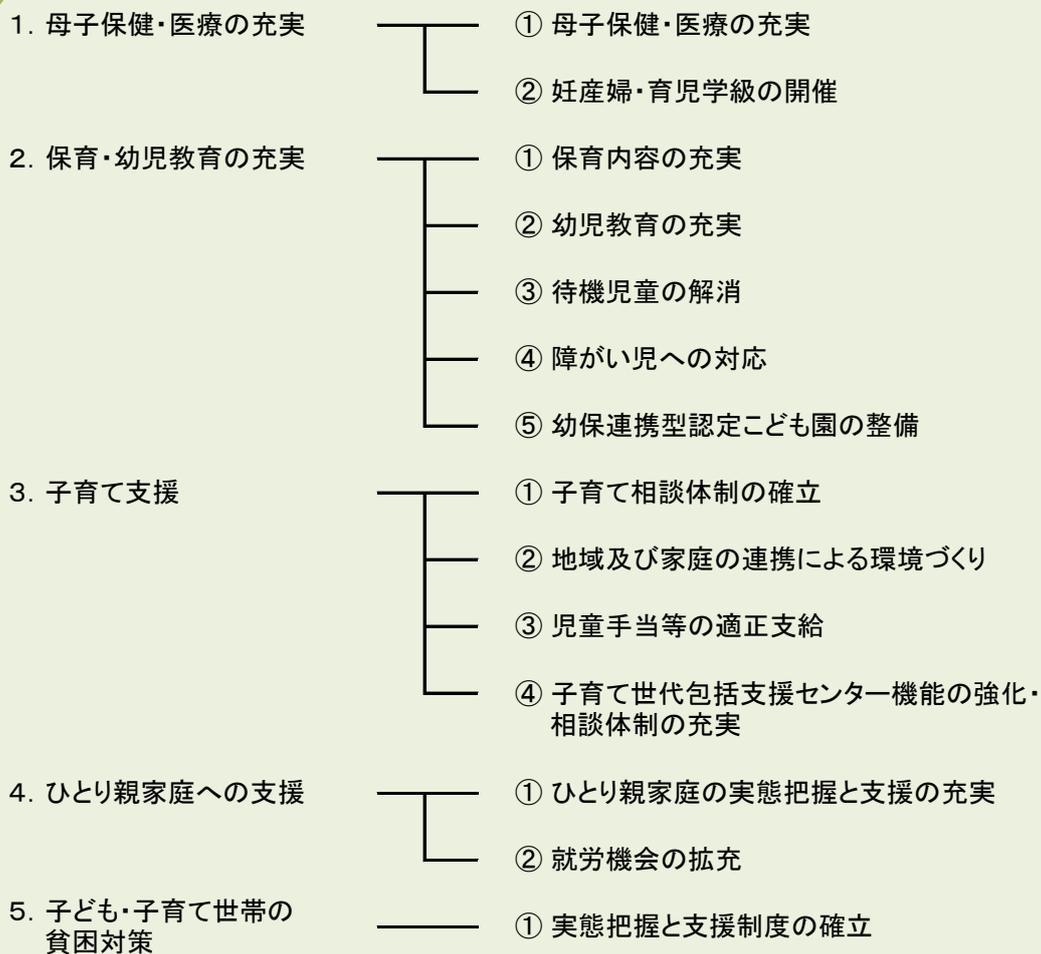
経済的な自立を支援するために就労機会の拡充を図ります。

5. 子ども・子育て世帯の貧困対策

①実態把握と支援制度の確立

村内の子育て世帯の実態を把握し、支援が必要な世帯に対して、制度の拡充や新規制定等、子ども・子育て世帯の貧困問題の解決を図ります。

【施策体系】



(7) 地域福祉の充実

【現状と課題】

近年、高齢化や少子化、単独世帯の増加に伴う世帯人員の減少、核家族の増加による家庭内環境の変化や人々の生活様式の変化等により連携意識が薄れ地域コミュニティ[※]が形成しにくくなっており、人間関係の希薄化が懸念されています。

こうした現代社会のなかにあって、すべての人々が地域社会の中で安心して暮らしていくためには、個人が地域を支えると同時に、個人もまた地域社会のなかで守られるといった地域社会の創造が求められています。また、相互扶助に支えられた地域社会の在り方が、地域福祉の根幹をなすものであるとの考えを基本に、地域福祉の在り方を検討していく必要があります。

近年の社会福祉の動向は、地域で安心して子どもを産み育てるための支援策や超高齢社会に対応した在宅福祉サービス等の充実を目指した施策の推進、及び障がい者がノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもとに「完全参加と平等」を目指した障がい者福祉計画が打ち出され、その支援策が展開されています。あわせて低所得者、ひとり親家庭が安定した社会生活を営むためには必要な一定の経済支援や人的サービス等が供給されています。

本村では、地域のニーズに応えるために、村社会福祉協議会等の関係機関が様々な地域福祉活動を展開しています。

また、社会福祉の充実には、村民の最低条件の生活水準を保障するだけではありません。就労意欲や自立を助長することにより一人ひとりが安心して、自分らしさを大切にして生きがいを持って暮らせる地域づくりにも寄与することが大切です。

※地域コミュニティ

地域共同体、又は地域共同社会

【基本方針】

今後とも地域住民の協力と共通理解を基本としたボランティア活動の充実を図るとともに、社会福祉協議会や関係機関との連携のもとに在宅福祉サービスや施設福祉サービス等、きめ細やかな地域福祉施策を推進します。

引き続き、「心配ごと相談」「食の自立支援事業」等の「高齢者介護予防・生活支援事業」を村社会福祉協議会等に委託するとともに、「身体障がい者ホームヘルプサービス」「障がい児通園デイサービス事業」等の各種運営事業に対する支援を行います。

さらに、ノーマライゼーションの理念に基づく「完全参加と平等」を目指し、道路段差の解消や施設等におけるスロープ及び手すり等のバリアフリー[※]化、ユニバーサルデザインを促進し、障がい者や高齢者に配慮した生活環境の改善を図ります。

あわせて、村民が健康で安心・安全な地域づくりを目指し、地域福祉の充実を図るため旧古宇利診療所等の地域資源を有効に活用できるよう取り組みます。

1. 地域保健福祉体制の充実

①地域保健福祉の充実と各種計画の策定

地域保健福祉を取り巻く様々な村民の生活課題に対して、きめ細かな対応が必要であるため、地域住民の意向を踏まえながら、分野別の各種計画を策定し、地域保健福祉の充実を図ります。村民の心身の健康づくりを推進するとともに、暮らしやすく安全で安心できる快適な生活環境づくりを計画的に推進し、地域保健福祉サービスに取り組みます。

②保健・福祉・医療の連携

保健・福祉・医療の連携により、子供から高齢者、弱者を含めたすべての村民が住み慣れた地域で生涯を通して安心・安全で生き生きと健やかに自立して暮らすことができるよう、自助・共助・公助の取り組みの推進と支え合いのネットワークづくりを促進します。包括的に支援できるよう地域包括ケアシステムの構築を図り、誰もが適切なサービスが受けられるよう、相談や支援体制の充実を図ります。

③健康づくりの推進

村民の健康づくりや健康管理に対する意識を向上させるため、健康づくりの支援体制に努めるとともに、子どもから高齢者まで気軽に利用できる健康づくりの施設・設備の充実を検討します。

2. 福祉のむらづくりの推進

①沖縄県福祉のまちづくり条例に基づいた施設整備の推進

公共施設においては「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化を推進し、民間施設についてもバリアフリー化を促します。また、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を公共施設等で推進します。

3. 地域に根差した福祉の充実

①集落センター等を活用した地域福祉の充実

身近な地域で、地域福祉に関する活動が行えるよう各字の集落センター等を拠点とした健康教室等の実施により、高齢者等の生きがいがづくり及び健康づくりを支援し、地域福祉の充実を図ります。

4. 人材の育成・確保

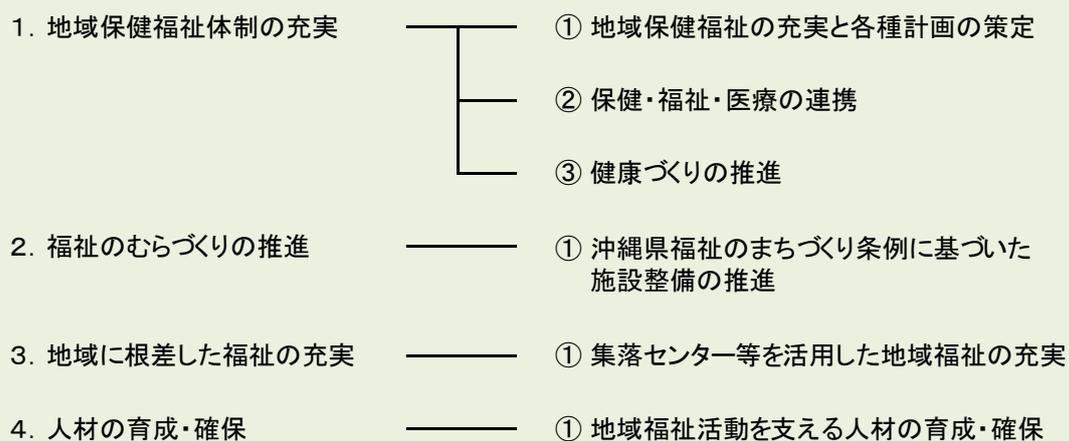
①地域福祉活動を支える人材の育成・確保

地域福祉活動の増進と充実のために、民生委員・児童委員等の活動を強化します。また、各字において地域福祉活動を支える人材の育成・確保に努めます。

※バリアフリー

障がい者や高齢者などが生活する上で妨げとなる物理的・精神的な障害を取り払った、障がい者や高齢者に優しい生活空間の在り方。

【施策体系】



2 節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

健康で明るく元気に安心して生活できることは、村民誰もが等しく願うことです。そのため、村民一人ひとりが日頃からスポーツ・レクリエーション活動や生きがいくりの充実に努めることが大切です。

村民一人ひとりのライフステージ※に応じて、日常生活の中にスポーツを取り入れ、心身の健全な発達と保持・増進を図り、生きがいのある生活が営めるよう、スポーツ・レクリエーション環境の充実に努めます。

また、様々なスポーツ合宿の誘致等、地域振興に資するスポーツ・コンベンションを推進します。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の環境整備

【現状と課題】

生活水準の向上や余暇時間の増加により人々の価値観は、物の豊かさよりも心の豊かさを求め、ライフスタイルにおいても心身ともにリフレッシュできるスポーツ・レクリエーションや余暇時間を楽しむという志向が高まっています。

こうした村民の要求に応える施設として村総合運動公園内の各種施設を中心に各字の集落センター等や学校の体育館があり、スポーツ・レクリエーションの活動の場として利用されています。村総合運動公園内では体力づくりや健康維持等を目的にテニスコートやプール、ホッケー場、多目的広場等の施設が利用され、利用者は経年的に増加しています。

村総合運動公園の再整備は平成9年に「リフレッシュ・ファミリーパークなきじん整備事業」により体育館の建設や室内プールの温水化、ホッケー場外周の全天候型化、子ども広場、ふれあい広場等の施設整備が行われました。さらに平成17年度には「今帰仁村スポーツ交流むらに資する整備事業」によるジョギングコースの整備や運動場の改修、平成18年度には体育館の一部改修とクラブハウスが新たに設置され、今後、村総合運動公園を核とし村民の健康づくりやスポーツの振興、地域交流の活性化に大きく寄与することが期待されます。また、平成24年度からは「今帰仁村総合運動公園施設機能強化事業」により、ナイター設備の設置、テニスコート及び温水プールの改修、イベント広場の整備を行い、平成29年度には遊具等が整備されます。

引き続き、村民の体力づくりや健康づくりの需要に応えるためのソフト面の充実、さらには学校開放事業を充実させていくことが必要です。スポーツ交流の拡大や定着化を図るため、多様化、高度化するニーズに対し、子どもから高齢者まで気軽に利用できる施設（パークゴルフ場等）の整備や各施設のさらなる環境整備・機能強化が求められています。

※ライフステージ

人の一生を幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けたそれぞれの段階のこと。

【基本方針】

村民がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめるよう体育施設の利用促進・施設整備や機能強化を図ります。また、各種スポーツ大会の誘致を図るとともに、スポーツ・ツーリズムの振興に努めます。

1. スポーツ・レクリエーション活動の環境整備

①村総合運動公園等の整備拡充

村民が思い思いのスタイルでいつでも、気軽にスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう施設整備及びソフト事業の拡充を図るとともに、これまで整備されてきた体育施設及び野外活動施設の有効利用と整備を図ります。

②学校開放事業の充実

村民が身近な地域でスポーツやレクリエーション活動が行えるよう、小中学校の体育施設等を地域に解放し、村民の健康増進を図るとともに、施設利用に関する周知を行います。

③トップレベルのスポーツイベントの誘致

沖縄県体育協会との連携により、各種競技大会等を積極的に誘致し、村民がトップレベルのスポーツに触れる機会の提供に努めます。さらに、スポーツ・コンベンションを推進することで、各種スポーツクラブの育成・レベル向上やスポーツ合宿の誘致等によるスポーツ・ツーリズムの振興を図ります。

【施策体系】

1. スポーツ・レクリエーション活動の環境整備

① 村総合運動公園等の整備拡充

② 学校開放事業の充実

③ トップレベルのスポーツイベントの誘致

(2) スポーツ・レクリエーション活動の支援体制の整備

【現状と課題】

スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活気に満ちた社会の形成に役立つものです。また、児童・生徒に基本的な体力や集中力を身につけさせるためにも、スポーツは有効な手段の一つです。

これまで本村では、村総合運動公園をはじめ各種スポーツ施設の整備を行ってきました。また、自主的に運動やスポーツ活動に取り組めるよう、村スポーツ推進委員会や村体育協会、総合型地域スポーツクラブ・ナスクと連携し、「スポーツを通じた地域づくり」に取り組んでいます。しかし、競技者や指導者の育成等、各スポーツの技術を向上させる取り組みについては、まだ充分とは言えません。そのため、体育、スポーツ団体の育成を支援し、継続的に質の高い指導が受けられる環境整備が課題となっています。多種多様なスポーツや村民がいつでも、気軽に楽しめるニュースポーツが導入され、今後、その普及を図ることが必要です。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動の中核的役割を担うスポーツクラブや各種団体組織の強化、スポーツインストラクター等の人材育成が必要です。

【基本方針】

スポーツ・レクリエーションを通じた村民の相互交流や家族間交流が深まるような各種スポーツ種目の普及、ニュースポーツの導入及びスポーツ団体、クラブ、インストラクター等の人材育成に努めます。

1. 活動組織の育成

①社会体育団体の育成

各種スポーツ・レクリエーション活動の中核的役割を担うスポーツクラブや各種団体の組織の育成及び強化を推進します。

②村体育協会及びスポーツ推進委員会の充実強化

村内各種スポーツ団体の連携強化、支援・育成を行うために、村体育協会及びスポーツ推進委員会の充実強化を推進するとともに、各種競技の底辺の拡大や強化に努めます。

2. 活動内容の充実

① スポーツツーリズムとしての有効利用

村総合運動公園を活用した各種大会の開催を推進するとともに、沖縄県と連携し、スポーツツーリズムとしての有効利用を図ります。

② ニュースポーツの導入

スポーツ推進委員及びスポーツクラブや各種団体と連携し、体験・普及教室等の開催により、いつでも、どこでも、誰でも楽しめるニュースポーツの導入、普及に努めます。

【施策体系】

1. 活動組織の育成

① 社会体育団体の育成

② 村体育協会及びスポーツ推進委員会の充実強化

2. 活動内容の充実

① スポーツツーリズムとしての有効利用

② ニュースポーツの導入



3 節 消防・救急・防災体制の強化

地域の消防体制、救急体制や防災体制の充実は、暮らしやすいむらづくりの基本です。

今後とも突発的に発生する災害や火災、事故、急病等から村民の生命や財産を守るために消防・救急・防災体制の強化を図り、安心と安らぎのあるむらづくりを推進します。

(1) 消防・救急体制の強化

【現状と課題】

本村の消防及び救急業務は本部町との一部事務組合による本部町今帰仁村消防組合によって行われており、本村には今帰仁分遣所が設置されています。さらに、両町村の消防団体が合併し組織強化を図るとともに、村内各字に自衛消防団が組織され防災防火活動が行われています。

平成 27 年度の今帰仁分遣所の組織の状態は、分遣所長以下 17 人の消防職員と 20 人の消防団員、消防・救急車両 7 台が配備されています。しかし、十分な人数を配置できていない状況です。また、村内には 4 ヶ所の消防水槽と 87 基の消火栓が設置されていますが、村内に充分行き届いていないことから、消防水槽及び消火栓の設置が求められています。また、村民に対する防火意識の向上を図った結果、現在は地域住民の自主的な年末・年始の防災運動の実施等がみられ、重要な役割を担っています。

一方、救急車両の出動は年々増加傾向にあり、平成 27 年は 723 件の出動で、10 年前と比較し約 1.5 倍程度増加しています。出動の内訳は、急病による出動が 491 件で全体の 67.9% を占め最も多く、次いで一般負傷が 129 件（17.8%）となっています。救急業務の基本は適切な処置の早期開始と迅速な搬送体制の充実等にあり、救急救命士の養成と救命技術の向上を図る一方、出動車両には限りがあるため、今後も増加が予想される出動要請に対して救急業務を安定的かつ持続的に提供していくためには、救急車の適正利用等についても協力を求めていく必要があります。

■火災発生状況の推移

	火災件数						死傷者		焼失面積		損失額
	合計	建物	林野	車両	船舶	その他	死者	傷者	建物(m ³)	林野(a)	(千円)
平成 18年	8	1	2	-	-	5	-	1	47	105.15	124
19年	5	1	-	-	-	4	-	-	63	-	3,276
20年	6	3	1	1	-	1	-	-	3.11	1	1,061
21年	11	2	1	-	-	8	1	-	103	1.72	3,197
22年	7	1	-	1	-	5	-	-	115.9	3.38	5,786
23年	6	4	-	-	-	2	-	-	152.2	18.5	7,691
24年	4	2	-	-	-	2	-	-	208m ²	60m ²	4,040
25年	1	1	-	-	-	-	-	-	69m ²	-	112
26年	1	1	-	-	-	-	-	-	35m ²	-	230
27年	7	-	-	-	-	7	-	-	-	1920m ²	-

資料：本今消防組合

■救急出動状況（出動状況）

単位：件

	総数	火災 事故	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害	自殺 行為	急病	転院 搬送	その他
平成 18年	503	1	-	2	26	3	3	65	1	9	307	-	86
19年	519	-	-	2	20	5	2	79	4	10	322	-	75
20年	508	-	-	3	37	1	3	67	3	7	329	-	58
21年	544	2	-	4	26	2	5	96	3	6	347	-	53
22年	552	-	-	1	26	4	9	83	1	5	366	-	57
23年	582	1	-	-	31	3	2	84	6	10	392	-	53
24年	574	-	-	2	31	3	3	94	1	7	379	48	6
25年	569	-	-	6	29	3	9	100	4	10	356	45	7
26年	637	1	-	2	24	8	10	114	3	3	422	34	16
27年	723	-	-	1	42	2	6	129	1	8	491	37	6

資料：本今消防組合

*平成 23 年までの転院搬送は、その他に含まれる

【基本方針】

突発的に発生する火災や事故及び急病等から人々の貴重な生命や財産を守るため、防火体制の充実、消防水利施設の整備拡充及び消防組織の強化や職員、団員の育成等の消防力の向上に努めます。

村民に対する防火意識の向上を図るとともに多種多様化する救急ニーズに対応するため応急手当体制の強化、救急隊員の質の向上、救急体制の充実強化及び住民に対する応急処置等の正しい知識の普及を推進します。

1. 消防力の強化

①防災・防火体制の強化及び意識の向上

行政防災無線や消防車両等の運用面の充実強化に努めるとともに、防災・防火体制の強化を推進します。また、各種団体と連携を図り防災・防火に対する意識の向上に努めます。

②消防水利施設等の整備

近年、移住や定住により新たな集落が形成されてきていることから、消防水利施設等の整備に努めるとともに、消防水利の整備状況の把握を行います。

2. 救急体制の強化

①応急体制の強化及び救急機材の充実

救急機材の充実や、救急隊員と医師との連携等により応急体制の強化に努めるとともに、村民が安心して生活できるよう、救急機材の充実に努めます。

②救急隊員の資質向上

救急救命士の養成と高度救急医療器具の充実により、救急隊員の資質や救急救命技術の向上に努めます。

3. 予防行政の推進

①防火指導の強化

火災予防運動での立入検査等によって、防火指導の強化を図るとともに、学校での防災指導により防火知識の普及啓発に努めます。また、防火広報やポスター、チラシ配布等により、地域防火運動を推進するとともに、地域防災組織の育成に努めます。

②地域防火運動の推進

応急体制強化、救急隊員資質向上及び防火指導のため、関係団体等と連携を図り、地域住民参加型の救命講習会、消防訓練の開催に努めます。

【施策体系】

1. 消防力の強化

① 防災・防火体制の強化及び意識の向上

② 消防水利施設等の整備

2. 救急体制の強化

① 応急体制の強化及び救急機材の充実

② 救急隊員の資質向上

3. 予防行政の推進

① 防火指導の強化

② 地域防火運動の推進



(2) 防災・防犯・交通安全の強化

【現状と課題】

本県の災害は台風の襲来が多く、その台風によって、農作物の被害、家屋の倒壊や損傷、その他多大な損害を受けています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災のような地震、津波、さらに竜巻といった予想が困難な災害の発生は起こりうるものと考えられます。

今後はあらゆる災害に備え、対処できる防災計画を適宜見直すとともに、情報収集及び警報が行える防災行政無線の活用により避難体制の強化を図る必要があります。

また、急傾斜地等における危険箇所の把握及び開発行為による人的災害の発生を誘発する恐れのある開発の規制、指導を行い、災害の未然防止に努める必要があります。

本村は、本部警察署の管轄に属し、本部地区防犯協会（今帰仁村、本部町、伊江村、伊是名村、伊平屋村）が組織され、村内には今帰仁交番をはじめ各字に防犯連絡所が設置されています。さらに、各字への街灯設置計画等による防犯施設整備の推進、犯罪・非行防止のための諸活動が行われています。平成 27 年の犯罪発生件数は 45 件であり、このうち窃盗犯が 30 件と最も多く、全体の 66.7%を占めています。

一方、平成 27 年の交通事故発生件数は 13 件、事故人員は 26 人であり前年に比べて増加しています。こうした交通事故犠牲者の減少や発生の未然防止を図るため、各地域の要望や実状に合わせて、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設が順次整備されています。今後とも交通安全運動や交通安全対策及び被害者対策の一層の充実を図る必要があります。

■犯罪発生状況（認知件数）

単位：件

	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成 18年	69	2	3	55	2	-	7
19年	99	1	6	72	13	-	7
20年	56	-	4	45	1	-	6
21年	59	-	8	47	1	-	3
22年	41	-	4	29	1	-	7
23年	48	-	7	38	1	-	2
24年	48	-	1	42	1	-	4
25年	29	-	2	17	3	-	7
26年	26	-	5	16	2	-	3
27年	45	1	5	30	3	-	6

資料：本部警察署

■交通事故発生状況

単位：件、人

	発生件数(件)				事故人員(人)			
	合計	死亡	重傷	軽傷	合計	死亡	重傷	軽傷
平成 18年	13	-	5	8	40	-	7	33
19年	15	-	5	10	19	-	5	14
20年	15	1	2	12	20	1	2	17
21年	8	-	1	7	11	-	1	10
22年	8	1	2	5	9	1	3	5
23年	13	-	3	10	19	-	3	16
24年	10	-	3	7	20	-	6	14
25年	17	-	2	15	31	-	2	29
26年	11	-	1	10	17	-	2	15
27年	13	-	1	12	26	-	1	25

資料：交通白書

※各年 1月～12月

【基本方針】

予測が困難な地震やそれに伴う津波、台風の襲来等の様々な災害や、車社会の進展による交通事故の増加等の各種災害から地域住民の生命と財産を守るため、危険防止に関わる各種施策を強力に推進し、危険の未然防止に努めるとともに、発生後の適切な処理体制の充実に努めます。

1. 防災体制の強化

①地域防災力の向上

地域における防災力の向上を図るため、各行政区や団体と協働した防災意識の向上に努めるとともに、防災訓練や防災教育を推進し、自主防災組織の結成を支援します。

②今帰仁村地域防災計画の見直し

今帰仁村地域防災計画の見直しを適宜行い、ハザードマップの更新、避難場所、避難経路の周知徹底等地域で支え合う取り組みを推進します。また、住民、観光客、外国人にも周知ができるよう多言語表示について検討します。

③防災機能を備えた新庁舎建設の検討

行政サービスの拠点である役場庁舎は老朽化が進んでおり、防災機能の強化を図る意味からも複合機能を備えた新庁舎建設に向けた検討を行います。

2. 防犯体制の強化

①防犯施設の整備

外灯の設置による夜間時の歩行者の安全を確保する等、犯罪の発生を未然に防ぐために防犯施設の整備を推進します。

②防犯活動の推進

地域コミュニティの希薄化が犯罪を誘発する一因となることから、地域と協働した防犯活動を推進します。

③防犯思想の啓発

近年の犯罪は、複雑化・巧妙化していることから、各種広報活動等によって、村民の防犯知識の普及や防犯思想の啓発を促します。

3. 交通安全対策

①交通安全施設の整備

歩行者や運転手の安全な歩行、走行環境を創出するため、信号機やカーブミラー等の交通安全施設の整備に努めます。

②交通安全意識の向上

交通事故の未然防止や交通安全意識の向上を図るため、交通安全指導體制の充実を図り、交通安全指導や交通安全に関する各種広報活動を行います。

③安心・安全な歩行空間の創出

交差点における歩行者や運転手の視界を確保するために交差点環境の改良を行い、さらに、誰もが快適に通行できるような歩行空間の創出に努めます。

【施策体系】

1. 防災体制の強化

① 地域防災力の向上

② 今帰仁村地域防災計画の見直し

③ 防災機能を備えた新庁舎建設の検討

2. 防犯体制の強化

① 防犯施設の整備

② 防犯活動の推進

③ 防犯思想の啓発

3. 交通安全対策

① 交通安全施設の整備

② 交通安全意識の向上

③ 安心・安全な歩行空間の創出



第7章 大人も子供も学べる豊かで誇りあるむら

【教育・文化振興構想】

1 節 特色ある学校教育の充実

(1)北山学園プロジェクトの推進

2 節 生涯学習活動の充実

(1)生きがいに繋がる学習機会の創出

3 節 地域文化の継承と創造発展

(1)ふるさとを想う心の育成

(2)地域文化の継承と創造発展

4 節 ふれあい交流の充実

(1)ふれあい交流事業の推進



1 節 特色ある学校教育の充実

むらづくりの基本は人づくりであるといえます。地域が人を育て、人が地域を創造し、発展させていくことから、「人づくり、地域づくり」を視野に入れた教育活動を推進することが求められます。

学校教育では、基礎・基本を確実に身につけた学力の向上を図りつつ、自ら学ぶ意欲や思考力や判断力、表現力を育成し、粘り強さを持つ幼児や児童・生徒を育成することが求められています。

人生の初期段階における学校教育においては、発達や学びの連続性を考慮しつつ基礎・基本の確実な定着を図り、生きる力を身につけるとともに、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を図り、子ども達の「生きる力」を育成する観点から、「キャリア教育^{*}」も重要視されており、本村においてもその推進を図ります。

また、保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校といった学びの連続性や系統性を重視し、連携教育を充実・強化し、本村にある県立北山高等学校の支援と連携を図ります。

さらに、地産地消を推進し、安全な村内生産物の活用や「子どもが作る弁当の日」を実践し、食育の推進を図ります。

(1) 北山学園プロジェクトの推進

【現状と課題】

本村の幼稚園教育は、兼次幼稚園、今帰仁幼稚園、天底幼稚園の3施設で行われています。平成28年度における園児数は90人、教員数は4人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。施設面では、保育所と幼稚園の施設の老朽化が著しく、改善が望まれます。設備についても情報化や国際化等時代に即した教育内容を支えるため、設備の拡大が求められています。

全国的に出生率が低下し、園児数が減少している一方で、核家族化や共働きの家族世帯等、社会的な変化が進行しており、幼稚園の給食実施、保育時間の延長、保育年齢の引き下げや保育所における5歳児保育の検討等の保育需要が多様化しています。また、子育て支援を充実させるため、村内の学童保育施設の充実及び支援をしています。

本村においても、社会情勢の変化に伴う多様な住民のニーズへの対応と、特色ある地域型一貫教育施設の整備を促進し、幼児一人ひとりの発達の特性を活かし、自主性及び自立性の芽生えを培う幼児教育が求められます。

※キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

■幼稚園児数

単位：人

	合計	兼次幼	今帰仁幼	天底幼	湧川幼	古宇利幼	教職員数
平成 18年度	108	21	61	18	4	4	6
19年度	85	14	40	21	9	1	5
20年度	94	21	51	21	1	0	4
21年度	92	22	47	16	5	2	6
22年度	86	22	42	21		1	6
23年度	106	28	49	29		-	4
24年度	92	30	37	25			4
25年度	93	21	44	28			4
26年度	87	25	30	32			4
27年度	99	25	51	23			3
28年度	90	24	39	27			4

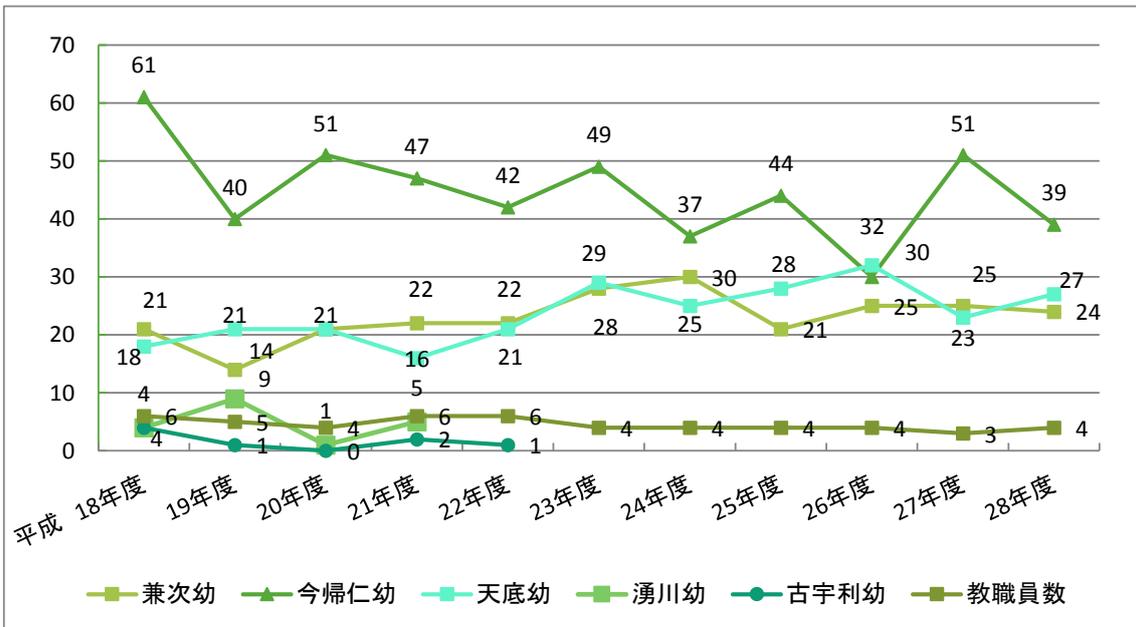
資料：学校基本調査報告書

※各年度5月1日時点

※湧川幼稚園はH22年に、古宇利幼稚園はH24に閉園

■幼稚園児数及び教員数の推移

単位：人



資料：学校基本調査報告書

※各年度5月1日時点

※湧川幼稚園はH22年に、古宇利幼稚園はH24に閉園

本村には小学校3校と中学校1校があります。少子化の影響で平成15年に村内の4中学校を統廃合し、新生今帰仁中学校を開校しました。平成28年度の小学校児童数は595人、教員数は42人であり、平成15年度と比較すると児童数は69人減少しています。中学校生徒数は306人、教員数は24人であり、平成18年度と比較すると生徒数は109人減少しています。

また、複式学級の解消のため、平成22年に湧川幼稚園・小学校を天底幼稚園・小学校に、平成25年には古宇利幼稚園・小学校を天底幼稚園・小学校に統廃合しました。校区の広域化に伴い、中学校の統合を境にスクールバスによる生徒の登下校を実施し、天底幼稚園・小学校に通う湧川校区、古宇利校区の児童もスクールバスを利活用しています。

教育立村を標榜する本村は、平成23年度より学力向上対策を充実させるため、「6:30運動」の推進や「朝・夕の本の音読活動」を奨励し、字毎に取り組んできました。今後とも学力向上の推進を図る事に全力を注ぎ、「地域の子どもは地域で育てる」機運を高め、人材育成に努める必要があります。

平成14年度から完全学校週5日制が始まり、「総合的な学習の時間」が位置づけられ、ゆとり教育が全面に打ち出され、生きる力の育成が叫ばれてきました。各学校では創意工夫を凝らし、ふるさと学習や地域人材を活用した体験活動を実施し、郷土への愛着や誇りを育むと共に、子ども達が主体的に考えて活動する環境づくりに努めてきました。

平成17年度から実施した「二学期制」については、国頭地区において二学期制を採用している市町村がないこと、評価回数の機会の減少、秋休みがなく学期のメリハリが困難なことから発展的解消に至り、平成27年度に発足させた第2回二学期制検証委員会の答申を受け、平成28年4月より「三学期制」に戻しました。

学校教育は教職員の指導力に負うところが大きいことから、教職員自らの研鑽をはじめ授業力の改善に努めなければなりません。各学校では、子ども達の学力向上や教職員の指導力の向上のため、授業研究会や校内研修を実施し、校種間の連携も視野に入れ小中連携授業研究会や今帰仁中学校と県立北山高校との情報交換を深め、教科の落ち込みを分析し、系統性のある取り組みを行っています。

国際化・情報化へ対応した学校教育を実現するためには、広い視野で多様な情報を活用する優れた人材育成に努める必要があります。そのため国際化に対応できる英語力の育成やコミュニケーション能力の向上のため、小・中学校へ「語学指導等を行う海外青年招聘事業」を活用し派遣を行ってきました。今後さらに小学校への外国語活動が必修化されることからALTの増員を実施しています。

情報教育の推進については、パソコンや電子黒板、ソフトウェアの充実等を図り、児童生徒の情報リテラシー^{*}の向上に努める必要があります。

地域の自然環境や歴史・文化、言葉（シマクトゥバ）の教育、食育を充実し、地産地消を推進し「子どもが作る弁当の日」を実施することによって子ども達の自立を促し、感謝の心や家族の絆を深める取り組みを今後も推進します。学校給食については、今後とも給食セン

ターの効率的な運営と充実した給食内容に努める必要があります。

本村は教育立村として、子ども達の可能性を伸ばし、地域を愛し地域に貢献できる人材を育成するため、4年前より保・幼・小・中・高までの地域型一貫教育（北山学園プロジェクト）の取り組みを進めているところです。村内には大学進学に対応した塾がなく、寮生をはじめ本村から近隣市町の塾へ通うためには多大な負担が伴います。それを支援するため、プロジェクトの一環として北山高校魅力化事業を推進しています。

※情報リテラシー

コンピューターなどの情報機器を使いこなす能力と、それらの機器を使って情報を活用する能力のこと。

■小学校児童数及び教員数

単位：人

	合計	兼次小	今帰仁小	天底小	湧川小	古宇利小	教員数
平成 15年度	664	157	287	152	43	25	56
16年度	623	140	277	138	43	25	53
17年度	598	135	275	134	35	19	59
18年度	582	129	265	137	32	19	54
19年度	589	122	288	136	27	16	55
20年度	566	121	279	126	27	13	54
21年度	559	120	285	121	21	12	54
22年度	580	119	301	147		13	47
23年度	580	136	288	145		11	48
24年度	612	151	310	145		6	48
25年度	603	157	281	165			42
26年度	609	160	286	163			43
27年度	593	163	262	168			40
28年度	595	159	270	166			42

資料：学校基本調査報告書

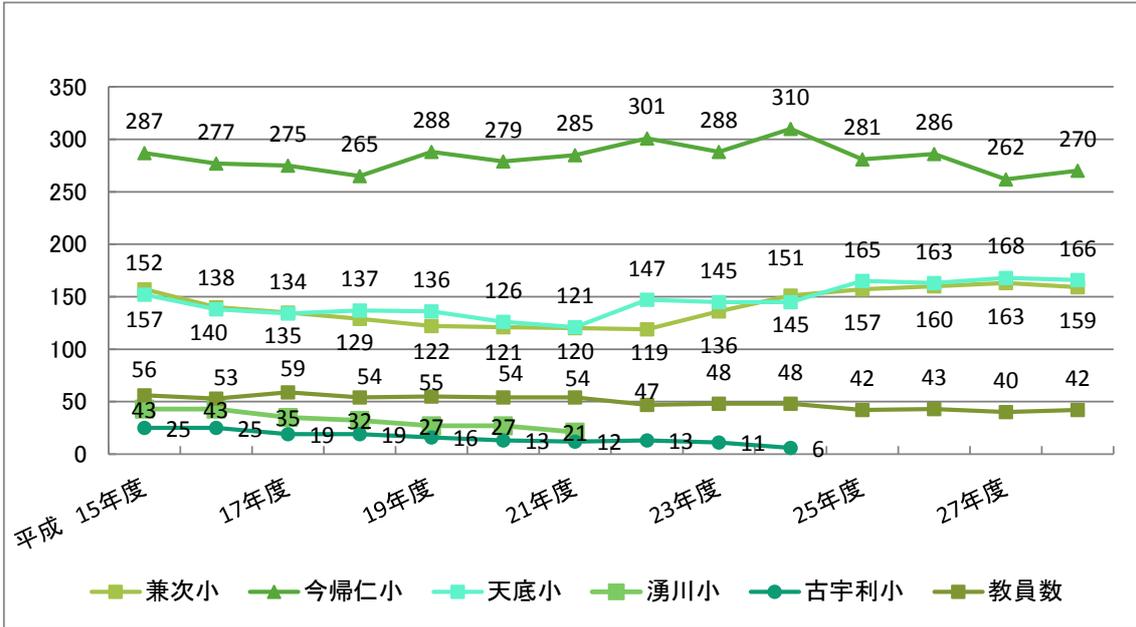
※各年度 5月1日時点

※児童数は普通学級児童数と特別支援学級児童数を含む

※湧川小学校はH22に、古宇利小学校はH25年に廃校

■小学校児童数及び教員数の推移

単位：人



資料：学校基本調査報告書

※各年度5月1日時点

※児童数は普通学級児童数と特別支援学級児童数を含む

※湧川小学校はH22に、古宇利小学校はH25年に廃校



■ 中学校生徒数及び教員数

単位：人

	新今帰仁中	教員数
平成 15年度	415	26
16年度	394	28
17年度	394	25
18年度	367	26
19年度	336	25
20年度	324	24
21年度	325	23
22年度	305	23
23年度	282	22
24年度	277	24
25年度	300	23
26年度	299	24
27年度	319	27
28年度	306	24

資料：学校基本調査報告書

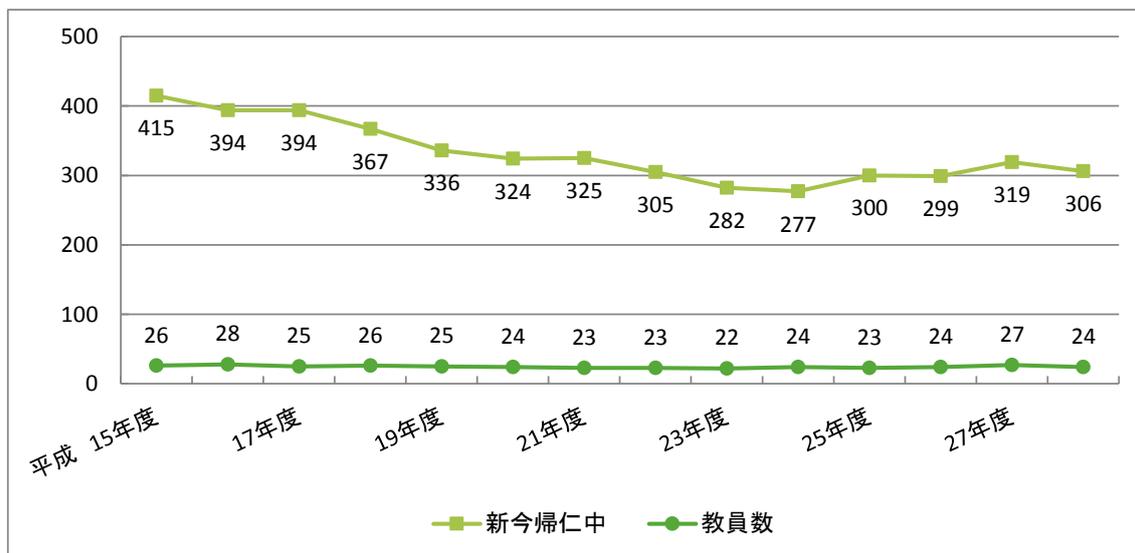
※各年度 5 月 1 日時点

※平成 15 年より中学校統合

※生徒数は普通学級生徒数と特別支援学級生徒数を含む

■ 中学校生徒及び教員数の推移

単位：人



資料：学校基本調査報告書

※各年度 5 月 1 日時点

※平成 15 年より中学校統合

※生徒数は普通学級生徒数と特別支援学級生徒数を含む

【基本方針】

豊かな自然と歴史文化の香り高いむらで生活を経験する幼児や児童・生徒達が、将来のむらづくり及び郷土・文化づくりの担い手の一員となれるよう、郷土への愛着や誇りを深めつつ、国際化や高度情報化等にも対応した人材の育成に取り組みます。

北部近隣市町村をはじめ、村内外から北山高校へ入学してくる生徒に対して、大学進学等の支援と北部圏域の子ども達の人材育成を目指し、北山高校魅力化事業をスタートしました。取り組みの一つとして、地域おこし協力隊の活用や県外の優秀な講師陣を活用した公営塾の建築整備を検討します。北山高校には理数科があり、本村及び北部圏域の人材育成を担っています。名護高校のフロンティア科と連携して国公立等の大学進学に特化し、北部圏域に残る人材を確保するとともに、グローバル意識とローカル意識を持ったグローバルな人材を育成します。

1. 北山学園プロジェクトの推進

①保育所から高等学校までの連携教育の充実

幼児・児童生徒の学力向上や人格形成を目的として、保育所・幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、地域型の一貫教育を推進します。

②キャリア教育の取り組み

地域人材資源を十分に活用したキャリア教育に対する取り組みを重点的に進めます。

2. 教育施設の整備

①老朽校舎の改善

幼児及び児童・生徒が安心して快適に学べる学習環境を形成するため、老朽化の著しい施設・校舎等については、学校施設の長寿命化計画に基づき、耐震化とあわせた建替えを検討し、更なる教育機能の充実強化に努めます。

②学校関連施設・備品の整備拡充

国際化や情報化に対応できる人材育成や合理的な図書管理等、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解の向上に資する教育施設整備の推進を図るために、IT*機器の導入や図書館のOA化*等の更なる整備に努めます。また、児童生徒の学習環境の整備を図るため、空調施設の設備を目指します。

3. 教育環境の向上

①学校緑化の推進

児童・生徒を取り巻く教育環境の向上を図るために、地域住民と協力しながら、緑と花に包まれた校内緑化を図ります。

②学校給食センターの充実

児童・生徒の健康維持を図るためにも学校給食センターの内容充実に努めます。また、老朽化の見られる作業機械設備の年次的な改修及び新設を検討します。

4. 教育活動の充実

①学力向上推進の強化

社会の変化に主体的な対応ができる「生きる力」を培いつつ、「知・徳・体」の調和の取れた人間形成を育む児童・生徒の教育を目指します。あわせて学力向上推進計画に基づき、基礎学力の向上はもとより、学力向上対策の強化を図ります。

②総合的な学習の時間の充実

本村の豊かな自然と歴史・文化を理解し認識を深めるため、地域との連携の体制づくりに取り組み、地域に根ざした体験学習や郷土学習等、総合的な学習の時間の内容充実に努めます。

③国際化、情報化への対応

国際化や情報化に対応した広い視野を身につけるため、外国人との交流事業の推進や就業体験等の導入を図るとともに、情報機器等を使いこなす情報リテラシー[※]の向上を図ります。

④教職員のスキル向上

教職員のスキル向上は必須であり、校内研修や県総合教育情報ネットワークの活用等、教職員研修の充実に努め、資質向上を図ります。

※IT

Information Technology（情報技術）の略。コンピューターやネットワークといった情報処理関連の技術の総称。

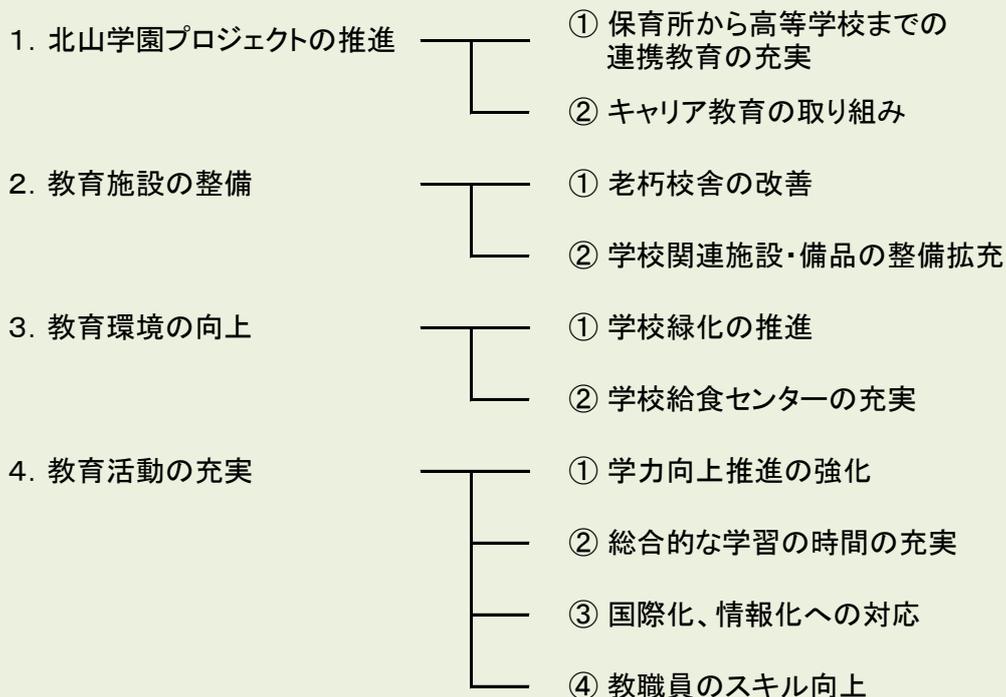
※OA化

Office Automation の略。紙の上で手作業で行っていた事務作業を、コンピューター技術を利用して電子化するとともに一部の定期的作業を自動化することにより効率化すること。

※情報リテラシー

コンピューター等の情報機器を使いこなす能力と、それらの機器を使って情報を活用する能力のこと。

【施策体系】



2 節 生涯学習活動の充実

むらづくりの基本は人づくりであります。長寿社会の進展や価値観の多様化等によって、村民一人ひとりの生きがいがづくりや、自己実現の要望も高まっており、生涯学習の重要性はますます大きくなっています。このため、村民の様々なライフステージに対応できるよう多彩な生涯学習機会の充実に努めるとともに、新たな生涯学習活動の場づくりについても努める必要があります。

さらには、地域の活力を支える人材、地域づくりのリーダー等の養成及び確保に努めます。

(1) 生きがいに繋がる学習機会の創出

【現状と課題】

労働時間の短縮や学校教育における週 5 日制による自由時間の増大、高齢化社会の到来に伴い、生涯学習や生涯スポーツ等、自己の充実・啓発に向けた学習のニーズが多様化・高度化しています。そのため、社会教育に対する役割と期待はますます重要になっており、個人の個性や能力を啓発し、生きがいのある生活を送るために、住民一人ひとりが「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことのできる生涯学習の環境づくりが求められます。

本村では、中央公民館やコミュニティセンターの建設、村総合運動公園施設及び周辺環境の整備を行ってきました。今帰仁村歴史文化センターでは、地域住民が歴史・文化に触れ、親しみながら学ぶ機会を創出し、多様な活用が図られています。

また、中央公民館やコミュニティセンターでは、趣味や芸能・文化等の各種サークルをはじめ、子ども会、女性の会、老人会、PTA 等の各種団体が独自の活動を展開するとともに、住民の健康増進、レクリエーション活動、憩いの場として広く活用されています。平成 26 年度には旧今帰仁中学校の図書室を活用した村立図書館を開館し、バリアフリー化により誰もが利用しやすい施設として整備を行いました。今後も村民のニーズに応えられるよう図書館機能の充実及び活用に努めます。

村総合運動公園については、住民のレクリエーション活動や健康増進等のほかに、県内の小中学校の試合会場等としても活用され、その重要性は年々増しています。

また、各集落の集落センター等においても、子ども会、女性の会、老人会等を中心に多様な活動や地域住民の交流等が行われており、今後とも関連機関と連携した利活用が求められます。

今帰仁中学校が平成 15 年度から開校したことにより、学校跡地既存施設の有効利用の検討が課題となっています。今後とも活動拠点の整備はもとより、活動内容の充実を図るとともに、各種団体の活動組織を強化し、リーダー・指導者を育成することが求められています。

■中央公民館利用サークルの状況（平成27年度）

場 所	サークル名	利用日	時 間
講 堂	民踊サークル 風車	毎週 火曜日	午後 2:00 ~ 4:00
	大正琴	毎週 水曜日	午前 9:00 ~ 12:00
	なきじん木踊会	第1、2、3、4木曜日	午後 8:00 ~ 10:00
	今帰仁コーラス「たんぽぽ」	毎週 土曜日	午後 2:00 ~ 4:00
	民踊サークル	第2土曜日	午前 10:00 ~ 12:00
	社交ダンス	毎週月曜日	午後 7:30 ~ 9:30
	ミニ4駆動サークル	毎週 金曜日	午後 8:00 ~ 10:00
	しまくとぅばサークル	第1、第3木曜日	午後 3:00 ~ 5:00
和 室	琉球古典音楽部会	奇数月 第2木曜日	午後 8:00 ~ 10:00
	野村流協会今帰仁支部	偶数月 第2木曜日	午後 7:00 ~ 10:00
	書道(漢字)	毎週 月曜日	午後 8:00 ~ 10:00
	生け花サークル(嵯峨御龍)	毎週 木曜日	午前 10:00 ~ 12:00
	女性運動サークル	毎週 木曜日	午後 8:00 ~ 10:00
	操体教室	毎週 火曜日	午前 10:00 ~ 12:00
	フラサークル・アネット	毎週 金・土曜日	午後 8:00 ~ 10:00
	フラサークル・カパリリ	毎週 水曜日	午後 8:00 ~ 10:00
	ヨガサークル	毎週 火曜日	午前 9:00 ~ 11:00
研修室	オカリナ サークル	第1、第3木曜日	午後 7:00 ~ 9:00
	ジュニアリーダー定例会	第2 木曜日	午後 6:30 ~ 8:00

資料：社会教育課

【基本方針】

生涯にわたる住民の学習意欲の向上と健康増進は、むらづくりのあらゆる面において基礎となることから、今後とも住民のニーズに応えた生涯学習・活動内容の充実を図ります。

1. 活動内容の充実

①各種教室、講座、研修会等の拡充

住民の多彩な趣味活動や生涯学習ニーズに対応した各種学級・講座の拡充や講習会・研修会等の開催に努め、中央公民館講座や村文化協会事業等の多様な事業展開を推進します。

②学習機会の提供

住民の要望に応じた学習機会の提供を図り、活動内容の充実に努めます。

2. 活動組織の育成

①各種団体育成、組織強化

老人クラブや子ども会等の各種団体や住民への主体的な参加を促すとともに、各種学級や講座修了者等が継続して主体的に活動を実践していく機運づくりや活動支援に努めます。

②ボランティア活動や地域連帯感の醸成

子ども会、各種団体等の活動としてゴミ0（ゼロ）運動や地域清掃活動等の取り組みを通してボランティア精神を育成し、子どもから成人、高齢者までの年代間の交流と地域の連帯感を醸成します。

③指導者の育成

主体的活動を先導する指導者の発掘や養成を図るため、リーダー研修会、少年の翼等を推進し、生涯学習体制の確立に努めます。

3. 活動拠点の整備

①活動拠点の整備拡充

中央公民館や各字の集落センター等の活動拠点となる施設については、高齢者や障がい者へ配慮した整備を推進します。また、老朽化のみられる中央公民館については、建替を視野に入れた整備の検討を行います。

②図書館の充実

平成26年7月に旧今帰仁中学校校舎を利用した村立図書館を開館しました。より快適に図書館を利用できるよう、今後も村立図書館の充実及び活用に努めます。

【施策体系】

1. 活動内容の充実

① 各種教室、講座、研修会等の拡充

② 学習機会の提供

2. 活動組織の育成

① 各種団体育成、組織強化

② ボランティア活動や地域連帯感の醸成

③ 指導者の育成

3. 活動拠点の整備

① 活動拠点の整備拡充

② 図書館の充実

3 節 地域文化の継承と創造発展

自然と生活の関わりの中で、先人達の創意工夫により培われてきた地域文化は、現在においても住民生活のなかで継承され、郷土の愛着心を育む大切な資源となっています。郷土への愛着や誇りを深めるためにも、地域文化の保全・継承と新たな地域文化の創出が求められています。

(1) ふるさとを想う心の育成

【現状と課題】

本村は青い空と緑深い山々に囲まれ、乙羽岳の裾野には肥沃な農地が広がり、その農地を流れる河川や海岸線の白浜、さらには豊かな自然環境が住民の暮らしの中の基盤となり、先人の創意工夫によって培われた地域文化が住民生活の中で継承され、美しく豊かな田園風景をつくってきました。また、これらは郷土の愛着心を育む大切な資源となっています。

人間性豊かなむらづくりを推進していくためにも、豊かな自然環境の恩恵を享受しながら住民生活の営み、生産活動や文化活動を行うとともに郷友会等の人的交流や村民意識の向上に努め、今後とも今帰仁村らしさを確立し、ふるさとを想う心の育成を推進していく必要があります。



【基本方針】

今帰仁村らしさを確立し、ふるさとを想う心を育成するために、豊かな自然環境の保持・増進を基本としながら、地域のアイデンティティ[※]を形成し、地域コミュニティの醸成を図ります。また、村民意識の向上を図りつつ、郷友会をはじめとした人的交流の促進に努め、人間性豊かなむらづくりを推進します。

1. 自然環境の保全・活用

①自然環境の保全・活用

うるおいや安らぎに満ちた住民生活を営むためにも、諸志御嶽の植物群落をはじめ村全域にわたる海・山・川の豊かな自然環境の保全・活用に努めるとともに、自然環境を活かした施設づくりを検討します。また、村内で見ることのできる動植物を紹介する環境づくりと動植物の保護に努めます。

2. 地域アイデンティティの形成

①地域文化の振興

魅力あるむらづくりを促進するために、各字で伝承されている民俗芸能の継承を促進する等、地域文化の振興に努めます。

②伝承者の養成

地域の伝統芸能の伝承や継承を各地域で推進するとともに、伝承者の養成や若者への継承に努め、地域アイデンティティの形成を図ります。

3. 村民意識の向上

①村民意識の向上

自然の摂理や伝統・文化を身につけた住民を増やしていくためにも、地域と連携しながら、自然環境や地域文化に対する村民意識の向上を図ります。

4. 村人会・県人会・郷友会との連携強化

①村人会・県人会・郷友会との交流

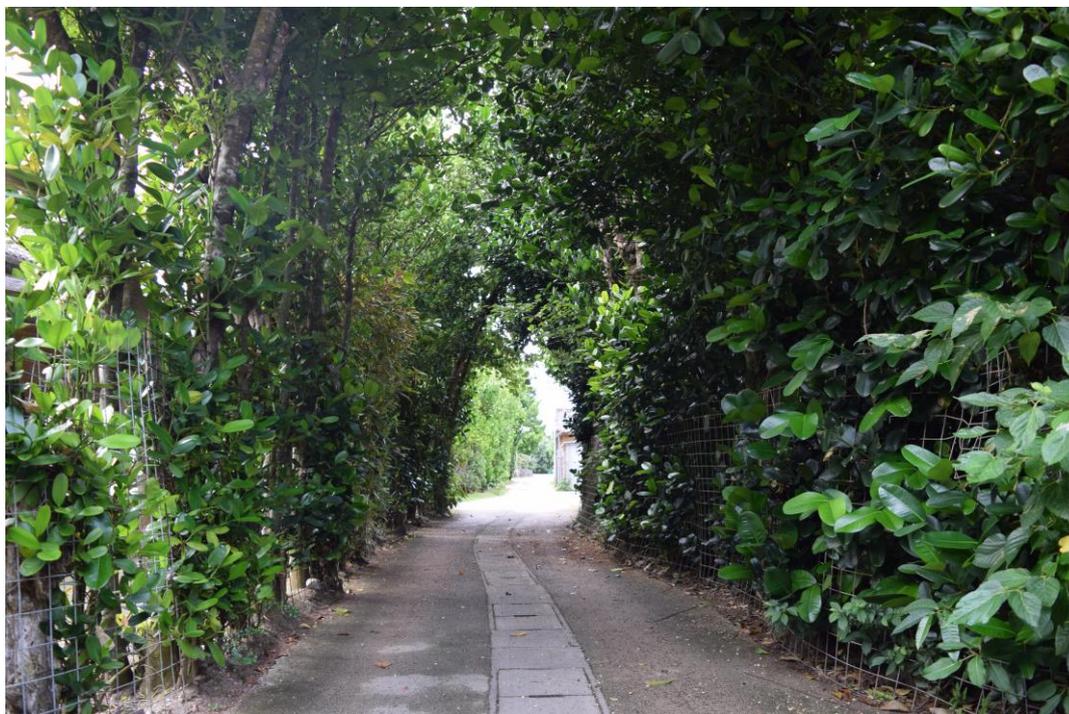
本村の恵まれた自然や豊かな歴史・文化を深めつつ広げていくために、郷友会との交流に努めるとともに、県外・海外の村人会や県人会、郷友会との交流についても検討を行います。

※地域のアイデンティティ

他の地域とは異なった特徴、個性、地域らしさのこと。

【施策体系】

- | | | |
|--------------------------|-----|-----------------------|
| 1. 自然環境の保全・活用 | —— | ① 自然環境の保全・活用 |
| 2. 地域アイデンティティの形成 | └── | ① 地域文化の振興
② 伝承者の養成 |
| 3. 村民意識の向上 | —— | ① 村民意識の向上 |
| 4. 村人会・県人会・郷友会との
連携強化 | —— | ① 村人会・県人会・郷友会との交流 |



(2) 地域文化の継承と創造発展

【現状と課題】

本村の指定文化財は、今帰仁城跡と諸志御嶽の植物群落等の国指定7件（うち地域を定めていないもの4件）をはじめ、県指定13件（うち地域を定めていないもの4件、重複指定1件）、村指定17件の文化財があり、その他にも各集落に遺跡や有形無形の指定されていない文化財が数多くあります。これらの文化財は、今後とも調査・整備・保存・継承・活用等一貫した整備を促進するとともに、新たな地域文化の創造に結び付けていくように努める必要があります。特に、平成12年（2000年）に世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとして登録された今帰仁城跡については、国内外に向けて本村の文化遺産をアピールするとともに、今帰仁城跡周辺整備事業で整備された施設活用が、さらに効果的に図られるよう取り組む必要があります。

今帰仁村歴史文化センターでは、地域の歴史文化に触れる教育活動の一環として小学生を対象としたムラ・シマ講座を開催し、親子が参加して文化遺産の調査、記録、研究を行い、その成果は毎年「なきじん研究」や機関誌「すくみち」、ホームページ等に掲載しています。企画展、特別展も好評であり、地域に根ざした活動や取り組みが行われています。特に、ムラ・シマ講座は児童生徒の郷土学習の場としても効果的であり、今後とも、活動内容の充実と今帰仁村歴史文化センターの機能強化を図る必要があります。

また、本村では湧川の路次楽、謝名のアヤーチ（操り獅子）、今泊の棒術等に代表される数多くの伝統芸能や、各地でみられるエイサー、豊年祭、古宇利のウンジャミ等の祭祀行事が保存会や地域住民等により継承されています。住民の精神文化を継承するためにも後継者育成や文化活動との関連を図りながら伝統芸能・祭祀行事を継承し、生活文化の向上と村おこしにつなげる必要があります。また、優れた芸能や国内外の評価の高い芸能にふれあう機会を提供することも望まれます。

■村指定文化財一覧

資料：社会教育課

	種別	名称	所在地	指定年月日
村	有形文化財・建造物	百按司(ムムジャナ)墓	運天	平成3年7月1日
	有形文化財・建造物	大北(ウーニシ)墓	運天	平成3年7月1日
	有形文化財・建造物	イチグスク(池城)墓	平敷	平成3年7月1日
	有形文化財・建造物	諸志の梵字炉(フンジロ)	諸志	平成5年8月12日
	有形文化財・建造物	古宇利のトゥーミヤ(遠見台跡)	古宇利	平成5年8月12日
	無形文化財	謝名の操り獅子(アヤーチ)	謝名	平成9年9月17日
	無形文化財	湧川の路次楽	湧川	平成10年10月12日
	有形民俗文化財	崎山の神ハサギ	崎山	平成15年1月20日
	天然記念物	仲宗根垣畑原のナハギハギ植物群落	仲宗根	平成15年1月20日
	工芸品	今帰仁ノロの祭祀道具一式	今泊	平成26年3月14日
	工芸品	中城ノロの祭祀道具一式	諸志	平成26年3月14日
	工芸品	勢理客ノロの祭祀道具一式	勢理客	平成26年3月14日
	古文書	仲村源正宛辞令書及び関係資料	今泊	平成20年2月15日
	古文書	新城徳助・徳幸宛辞令書及び関係資料	今泊	平成20年2月15日
	古文書	諸喜田福安宛辞令書及び関係資料	今泊	平成20年2月15日
	歴史資料	国頭郡今帰仁間切各村全図及び字図	今泊	平成20年2月15日
	歴史資料	今帰仁間切平敷村略図及び平敷村字図	今泊	平成20年2月15日

■県指定文化財一覧

資料：社会教育課

	種別	名称	所在地	指定年月日
県	有形文化財・建造物	今帰仁城跡	今泊	昭和37年6月7日
	名勝			昭和30年1月25日
	史跡	仲原馬場	越地	昭和30年1月25日
	天然記念物	天底のシマチスジノリ	天底	昭和30年1月25日
	天然記念物	今泊のコバテイシ	今泊	昭和31年10月19日
	有形文化財・工芸品	阿応理屋恵按司曲玉	村歴史文化センターで保存保管	昭和44年8月26日
	有形文化財	山北今帰仁城監守来歴碑記	村歴史文化センターで保存保管	平成14年1月18日
	無形文化財保持者(芸能)	上間精光(野村流)	今泊	平成11年3月26日
	無形文化財	湧川の路次楽	湧川	平成14年1月18日
	無形文化財	謝名のアヤーチ(操り)獅子	謝名	平成14年1月18日

■国指定文化財一覧

	種別	名称	所在地	指定年月日
国	史跡	今帰仁城跡	今泊	昭和47年5月15日
	天然記念物	諸志御嶽の植物群落	諸志・与那嶺	昭和47年5月15日
	名勝	アマミクスムイ ・今鬼神ノカナヒヤク ・こはおの御嶽(クバの御嶽)	-	平成27年10月7日

資料：社会教育課

■国選択無形民俗文化財一覧

	種別	名称	所在地	指定年月日
国	風俗習慣	沖縄北部のウンガミ	-	平成4年2月25日
	民族芸能	操り獅子	-	平成16年2月6日

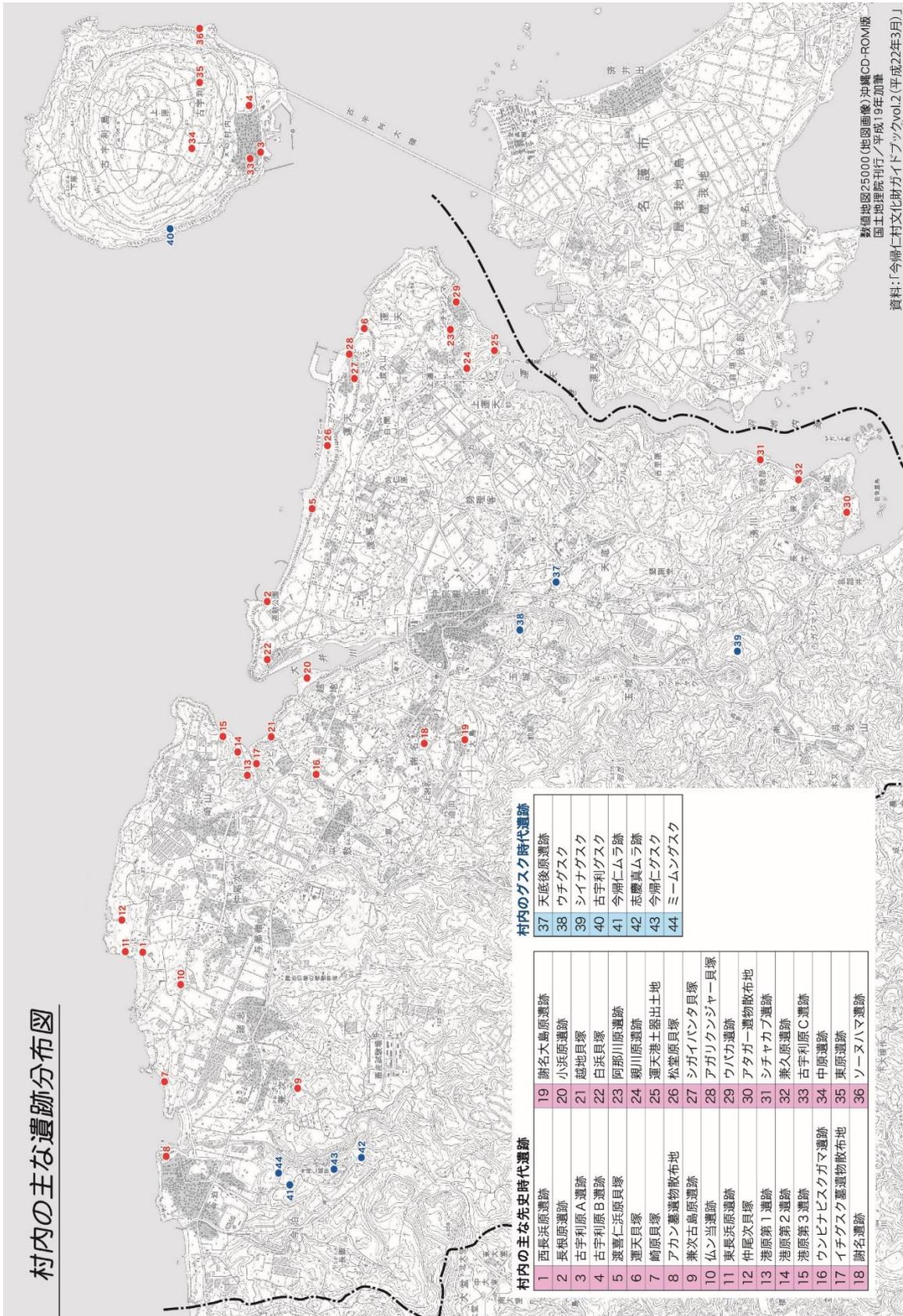
資料：社会教育課

■国及び県指定天然記念物（動物）

	名称	指定年月日
国	オカヤドカリ	昭和45年11月12日
	カラスバト	昭和46年5月19日
	ジュゴン	昭和47年5月15日
	リュウキュウヤマガメ	昭和50年6月26日
県	フタオチョウ	昭和44年8月26日
	コノハチョウ	昭和44年8月26日
	イボイモリ	昭和53年11月9日
	クロイワトカゲモドキ	昭和53年11月9日

資料：社会教育課

村内の主な遺跡分布図



村内のグスク時代遺跡

37	天底後原遺跡
38	ウチグスク
39	シイナグスク
40	古宇利グスク
41	今帰仁ムラ跡
42	志慶真ムラ跡
43	今帰仁グスク
44	ミームングスク

村内の主な先史時代遺跡

1	西長浜原遺跡
2	長徳原遺跡
3	古宇利原A遺跡
4	古宇利原B遺跡
5	渡嘉仁浜原貝塚
6	運天貝塚
7	崎原貝塚
8	アカン墓遺物散布地
9	兼次古島原遺跡
10	仏ン当遺跡
11	真長浜原遺跡
12	仲尾次貝塚
13	港原第1遺跡
14	港原第2遺跡
15	港原第3遺跡
16	ウンビナビスクガマ遺跡
17	イチグスク墓遺物散布地
18	跡名遺跡
19	跡名大島原遺跡
20	小浜原遺跡
21	越地貝塚
22	白浜貝塚
23	阿那川原遺跡
24	親川原遺跡
25	運天港土器出土地
26	松堂原貝塚
27	シガイバンタ貝塚
28	アガリクンジャー貝塚
29	ウバカ遺跡
30	アタガー遺物散布地
31	シチャカブ遺跡
32	兼久原遺跡
33	古宇利原C遺跡
34	中原遺跡
35	東原遺跡
36	ソーヌハマ遺跡

数値地図25000(地図画像)沖縄CD-ROM版
 国土地理院刊行/平成19年加筆
 資料:「今帰仁村文化財ガイドブックvol.2(平成22年3月)」

【基本方針】

村の暮らしのなかで培われ継承されてきた地域文化は、地域への愛着心を育む大切な資源です。豊かな自然と歴史・文化の香り高いむらづくりを実現するためにも、今後とも地域文化の保存・継承や拠点施設の整備、文化活動の推進に努めます。

1. 文化遺産の保存・継承

①文化財等の調査及び保存・活用

村文化財保存調査委員会による文化財等の調査活動を拡充し、村内の文化遺産等の資料収集、保存・継承を図りつつその活用に努めます。

②伝統芸能の継承

伝統芸能の継承を図るために、文化活動と連携しつつ伝統芸能の復興を推進し、後継者の育成に努めます。

2. 文化活動の推進

①伝統芸能・祭祀行事の振興

村内の4つの保存会（湧川路次楽保存会、謝名アヤーチ獅子保存会、今泊棒術保存会、伝統芸能保存会（仲尾次））を中心に伝統芸能や祭祀行事の振興を図るとともに、芸術文化活動の促進を図ります。

②郷土学習の充実

住民の生活文化を高めるためにも、今帰仁村歴史文化センターや中央公民館等を活用した郷土学習活動の充実を図ります。

③文化活動の推進

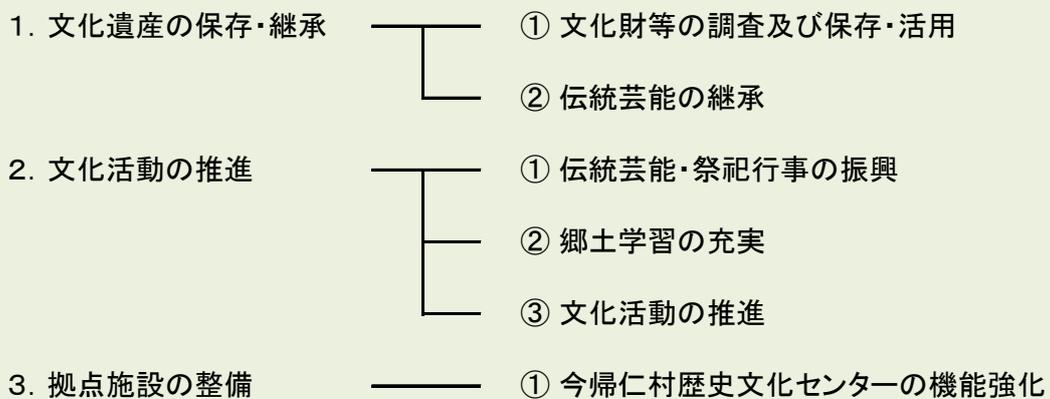
今後とも、今帰仁村文化協会を中心とした各種の芸術文化活動や各種サークル活動を推進するとともに、優れた芸術文化の鑑賞と発表の機会を充実させます。

3. 拠点施設の整備

①今帰仁村歴史文化センターの機能強化

ムラ・シマ講座をはじめとする住民の活発な文化活動への取り組みに対応できるよう、村歴史文化センターの機能強化を図るとともに、学習活動、企画展、教育・文化講座等、教育普及及び事業の定期的な開催に努めます。

【施策体系】



4 節 ふれあい交流の充実

個性に満ちた創造性豊かなむらづくりを推進するために、村内外や国内外の文化や生活等を享受し、本村の歴史的文化などを再認識・再発見することが大切です。また、新たな地域文化の創出を図るうえでも、国内外との交流は地域や住民にとって重要であります。

(1) ふれあい交流事業の推進

【現状と課題】

本村では「今帰仁村ふれあい少年の翼」事業を積み重ねてきており、参加児童の主体性・協調性は、自然環境の異なる地域の子供達とのふれあい等を通して、大きく成長しています。

海外については、村出身の移住者が多いアルゼンチン、ブラジル、ペルー等の南米諸国を中心に本村の広報紙を送付し、海外へふるさとの情報を発信し続けています。さらに、南米諸国との国際交流及び南米移住者の子弟の人材育成を図るため、平成14年度から「今帰仁村出身南米移住者子弟研修等受入事業」を実施し、研修生を受け入れています。今後とも相互理解を深めながら新たな展開の可能性を広げていくためにも、交流事業を継続していくとともに研修内容の充実を図っていく必要があります。



【基本方針】

地域間交流や国際交流などの多面的な交流を展開することで、村内外の相互理解を深めるとともにむらづくりの新たな展開の可能性を広げていきます。そのためにも、ふれあい交流の充実に努め、個性に満ちた創造性豊かなむらづくりを目指します。

1. 地域間交流の充実

①少年の翼の継続

長年積み重ねてきた「今帰仁村ふれあい少年の翼」による人的交流を今後とも継続し、内容の充実に努めるとともに「酒田市少年の翼」の受け入れ事業を推進します。また、人的交流のみならず、物流等を含めた交流も促進し、姉妹都市としての提携を視野に入れた取り組みを検討します。

②交換留学制度の充実

新たに夏休みの期間を利用し、他市町村との交換留学制度の創設や、修学旅行児童生徒の民泊受入等の推進に努めます。

③県外交流事業の充実

本村の地域と県外の地域との交流事業の充実に努めます。

2. 国際交流の充実

①留学生・研修生との交流事業の強化

個性に満ちた創造性豊かなむらづくりを推進するため、留学生派遣制度を創設し、留学生・研修生の受け入れ体制を強化するとともに、新たなふれあい交流事業を多面的に展開します。

②世界のウチナーンチュ大会との連携・活用

南米を中心に多くの移民を送り出している本村の状況を踏まえて、村出身者等の人的ネットワークを活かしながら、世界のウチナーンチュ大会との連携・活用を図り、相互理解や相互信頼に基づいた友好関係を築き深めることに努めます。

③海外子弟研修等制度の充実

村出身の子弟関係者との研修等を充実させ相互受け入れに努めます。

【施策体系】

1. 地域間交流の充実

① 少年の翼の継続

② 交換留学制度の充実

③ 県外交流事業の充実

2. 国際交流の充実

① 留学生・研修生との交流事業の強化

② 世界のウチナーンチュ大会との
連携・活用

③ 海外子弟研修等制度の充実

第8章 協力と信頼に支えられたむらづくり

1 節 「自助」「共助」「公助」によるむらづくり

(1) 自律した協働のむらづくりの推進

2 節 行財政運営の確立

(1) 行政

(2) 財政



1 節 「自助」「共助」「公助」によるむらづくり

自律したむらづくりを推進していくために、「自助」「共助」の精神を基本に据え、必要な「公助」による支援を加えながら、将来像「ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁」の実現に努めます。

(1) 自律した協働のむらづくりの推進

【現状と課題】

地方分権法の施行により、これまでの国及び県の指導による画一的な行政運営ではなく、地域の自己決定・自己責任による行政運営が求められ、地域が各々の特色・特性を活かした村民と行政による協働のむらづくりが求められています。そのため、行財政基盤の強化を図っていく中、効率的・効果的な行政運営の確立を目指し事務事業の再構築や行政能力の強化等に取り組む必要があります。

また、住民自治に立脚したむらづくりを推進するため、自助・共助・公助のすみわけを行うことも重要であり、「自分でできることは自分で」というテーマを掲げ取り組んでいく必要があります。

村民はサービスの受け手であるのみならず、行政と協働しながらサービスの提供や地域づくりの担い手として主体的に活動し、住民自治の拡大に向けた積極的な取り組みが期待されます。

本村においては、これまで今帰仁村総合計画等に基づき諸施策を講じ、社会資本の整備を中心に各分野にわたって成果をあげてきました。これらを基盤にこれからの自律したむらづくりを推進していくためには人づくりが最も大切であり、産業、教育、福祉、医療、地域文化等に貢献できる人づくりがむらづくりそのものと言っても過言ではありません。

本村においては、老若男女にわたる様々なコミュニティ活動や学習活動、身近な環境美化活動が行われる等「自助」「共助」の風土が育まれています。自律したむらづくりを推進していくためには、住民参加のもと、「自助」「共助」の精神を基本として、必要な「公助」による支援を加えながら、将来像である「ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁」の実現に努める必要があります。

【基本方針】

人づくりはむらづくりそのものであるとの認識から、「自助」「共助」「公助」による自律したむらづくりを推進していくために、村民意識の向上と自主的なむらづくり活動への支援を推進します。

1. 村民意識の向上

①各種研修会の充実

中央公民館で開催している各種研修会の充実に努めるとともに、地域のニーズに応じた出前講座の開催の検討も行います。

②各種表彰制度の実施

村政功労者への表彰を継続するとともに、社会貢献度を考慮した表彰制度の実施に努めます。

③地域行政懇談会等の実施

不定期で開催している行政懇談会を定期的で開催する等、村民と協働してむらづくりが行える施策提言の場づくりに努めます。

2. むらづくり活動への支援

①各種専門家派遣制度の充実

自主的なむらづくり活動を支援するため、緑化や身近な環境づくり、地域の歴史文化及び地域の活性化、むらづくりの活動等に資するための各種専門家派遣の充実に努めます。

②物品・資材等の支援充実

各字での美化活動や文化活動などへの物品・資材等の支援充実を図り、自主的なむらづくり活動を支援します。

【施策体系】

1. 村民意識の向上

① 各種研修会の充実

② 各種表彰制度の実施

③ 地域行政懇親会等の実施

2. むらづくり活動への支援

① 各種専門家派遣制度の充実

② 物品・資材等の支援充実

2 節 行財政運営の確立

今後とも、複雑多様化・高度化する村民のニーズに応え、総合的なむらづくりを推進するために、公平公正で計画的な行財政の運営に努めていきます。

(1) 行政

本村の行政機構としては、村長部局に副村長及び7課と出納室・農業委員会、教育委員会に2課・1室、そして議会事務局、選挙管理委員会等から構成されています。

本村を取りまく経済・社会情勢の変化や、それに伴う村民の行政ニーズも複雑・多様化し、時代のニーズに対応しうる行政体制の確立が求められており、平成20年度には行政機構の大幅な改革を実施し、職員の意識改革を促してきました。平成28年度からは職員アンケートを実施する等、村行政の現状を把握して課題を抽出し、行財政大綱の見直しを進めています。

広域行政としては、本部町と共同で「本部町今帰仁村清掃施設組合」や「本部町今帰仁村消防組合」の一部事務組合を組織し運営しています。また、総合事務組合としての「北部広域市町村圏事務組合」が北部12市町村で組織され、さらに、県内34市町村（平成28年度現在28市町村）の広域連合として「沖縄県介護保険広域連合」、平成20年度には県内全ての市町村が加入する「沖縄県後期高齢者医療広域連合」が設立されています。

高度情報化や交通体系の広域化に伴い、人々の生活圏や行動範囲も広域化されていることから、今後とも行政の相互協力のもとに広域行政を展開していく必要があります。

また、時代のニーズに対応できる柔軟な組織体制の構築を図っていくなかで、職員の資質の向上を図り、各種施策に対応した組織体制の確立が求められます。

【基本方針】

地方自治法に基づき、今後とも公平公正で村民本意の行政を推進していくため、行政運営の確立と広域行政の推進に努め、村の将来像「ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁」の実現を目指します。

1. 行政運営の確立

①行政組織の合理化

各職員の担当業務に関する意識や行政改革等に対する考え等を行政改革に反映させ、住民参加と開かれた行政を基本に職員の資質向上と行政組織の合理化を図ります。

②事務処理の効率化

各職員の担当業務に関する意識改革を図るため、職員事務改善提案制度を創設し、住民サービスの向上と業務の効率化に努めます。

③情報提供、広報・広聴活動の充実

広報の充実、防災無線を活用した行政告知等情報提供の充実を図るとともに、行政懇談会や定例区長会を通じた広聴活動の充実に努めます。

④行政職員交換交流制度の創設

職員の資質向上を図るため、交換研修事業の創設を検討し、他市町村や行政関係団体の職員との交流事業を通して村の人材育成研修に繋がります。

⑤公共施設の再編配置計画の検討

住民に身近で効果的な行政サービスの提供と効率的な行政運営の観点から、公共施設等総合管理計画を策定し、庁舎を含めた公共施設等の再編配置計画を進めます。

2. 広域行政の推進

①近隣市町村との連携による広域事業の推進

清掃施設組合や消防組合の連携をより充実させるとともに、福祉、観光、環境衛生部門等についても広域行政による事業運営の推進に努めます。

②広域火葬場整備の検討

老朽化のみられる火葬場については、建替えの検討を図るとともに、近隣市町村と連携し、広域的な火葬場建設の検討に努めます。

【施策体系】

1. 行政運営の確立

① 行政組織の合理化

② 事務処理の効率化

③ 情報提供、広報・広聴活動の充実

④ 行政職員交換交流制度の創設

⑤ 公共施設の再編配置計画の検討

2. 広域行政の推進

① 近隣市町村との連携による広域事業の推進

② 広域火葬場整備の検討

(2) 財政

【現状と課題】

本村の平成 27 年度の財政規模（一般会計）は、歳入総額 6,196,286 千円、歳出総額は 5,906,573 千円となっています。これを前年の決算額と比較すると、歳入が 0.5%、歳出 0.1%の増となっています。

本村の財政状況は依然として財政力指数（0.21）や自主財源比率（26.6%）が低い反面、経常収支比率（72.4%）が高いなど、財政基盤が弱く弾力性に乏しい状況となっていますが、近年の決算は黒字となっており、実質公債費比率（10.8%）も適正範囲にあることから、比較的計画的な財政運営が図られているといえます。

今後とも、複雑多様化・高度化する村民ニーズに応え、総合的なむらづくりを推進するために、現在見直しが進められている行財政大綱に基づき、歳入安定確保や計画的な行財政の運営に努め、限られた財源を効果的に活用していく必要があります。

■ 財政収支

単位：千円、%

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
財 政 収 支	歳入総額	5,906,285	5,278,334	5,474,251	5,513,624	6,349,349	6,165,624	6,196,286
	歳出総額	5,765,766	5,036,792	5,269,958	5,343,458	6,158,907	5,901,416	5,906,573
	歳入歳出差引額	140,519	241,542	204,293	170,166	190,442	264,208	289,713
	翌年度に繰越すべき財源	18,171	55,196	16,811	8,563	9,664	8,781	18,824
	実質収支	122,348	186,346	187,482	161,603	180,778	255,427	270,889
	単年度収支	27,005	63,998	1,136	△ 25,879	19,175	74,649	15,462
	積立金	184,961	105,233	147,016	129,083	129,455	135,631	214,394
	繰上げ償還金	-	-	-	-	-	-	-
	積立取崩額	155,552	66,410	97,440	110,502	110,586	102,697	99,072
	実質単年度収支	56,414	102,821	50,712	△ 7,298	38,044	107,583	130,784

資料：市町村行財政概況

■ 財政指標

単位：千円、%

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
財政指標等	標準財政規模	2,915,084	3,071,251	3,044,517	3,017,641	3,028,836	3,019,913	3,091,571
	実質収支比率	4.2	6.1	6.2	5.4	6.0	8.5	8.8
	実質公債費比率	12.4	12.1	12.1	11.9	12.1	11.5	10.8
	経常一般財源収入額	2,893,493	3,077,488	3,044,289	3,025,964	3,036,083	3,025,911	3,137,130
	経常経費充当一般財源	2,269,541	2,345,418	2,399,514	2,512,786	2,510,283	2,382,862	2,272,791
	経常収支比率	78.4	76.2	78.8	83.0	82.7	78.7	72.4
	基準財政需要額	2,554,449	2,689,806	2,714,459	2,705,953	2,719,306	2,704,917	2,785,453
	基準財政収入額	544,542	538,689	549,905	530,435	538,447	577,837	616,199
	財政力指数(3ヵ年平均)	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.21
	経常一般財源等比率	92.1	92.2	94.1	100.3	100.2	100.2	101.5
公債費負担比率	14.9	15.0	15.5	15.9	15.2	14.2	12.2	

資料：市町村行財政概況

■ その他

単位：千円、%

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
その他	積立金現在高	664,217	715,025	822,659	835,815	817,906	819,120	1,133,599
	地方債現在高	4,083,830	3,933,482	3,763,785	3,549,801	3,407,316	3,295,943	3,153,750
	自主財源比率	25.6	20.6	22.8	22.8	21.5	22.7	26.6

資料：市町村行財政概況

■歳入の状況

単位：千円、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	決算額	率												
歳入合計	5,906,285	100	5,278,334	100	5,474,251	100	5,513,624	100	6,349,349	100	6,165,624	100	6,196,286	100
自主財源														
小計	1,511,180	25.6	1,088,248	20.6	1,246,190	22.8	1,254,356	22.8	1,367,826	21.5	1,397,214	22.7	1,645,302	26.6
地方税	512,547	8.7	524,965	9.9	542,610	9.9	539,980	9.8	554,060	8.7	597,284	9.7	597,700	9.6
財産収入	29,996	0.5	21,606	0.4	10,079	0.2	12,581	0.2	14,018	0.2	22,097	0.4	33,654	0.5
諸収入	97,790	1.7	88,630	1.7	99,647	1.8	101,882	1.8	69,459	1.1	138,854	2.3	117,765	1.9
繰越金	128,029	2.2	140,519	2.7	241,542	4.4	204,293	3.7	170,166	2.7	190,442	3.1	264,208	4.3
繰入金	573,397	9.7	141,670	2.7	176,331	3.2	209,503	3.8	237,063	3.7	192,879	3.1	203,087	3.3
使用料及び手数料	164,365	2.8	163,852	3.1	164,577	3.0	170,796	3.1	179,072	2.8	184,455	3.0	200,196	3.2
寄付金	3,500	0.1	4,370	0.1	9,762	0.2	13,890	0.3	30,412	0.5	34,848	0.6	185,329	3.0
分担金及び負担金	1,556	0.0	2,636	0.0	1,642	0.0	1,431	0.0	113,576	1.8	36,355	0.6	43,363	0.7
依存財源														
小計	4,395,105	77.4	4,190,086	79.4	4,228,061	77.2	4,259,268	77.2	4,981,523	78.5	4,768,410	77.3	4,550,984	73.4
地方譲与税	55,902	0.9	54,338	1.0	52,844	1.0	49,830	0.9	47,387	0.7	45,058	0.7	47,038	0.8
利子割交付金	1,248	0.0	1,317	0.0	1,411	0.0	2,316	0.0	1,038	0.0	831	0.0	698	0.0
配当割交付金	179	0.0	262	0.0	338	0.0	362	0.0	738	0.0	1,232	0.0	1,402	0.0
株式等譲渡所得割交付金	163	0.0	102	0.0	88	0.0	95	0.0	1,212	0.0	926	0.0	1,130	0.0
地方消費税交付金	61,062	1.0	62,303	1.2	60,522	1.1	59,849	1.1	59,266	0.9	74,184	1.2	139,535	2.3
ゴルフ場利用税交付金	20,253	0.3	21,415	0.4	20,793	0.4	19,040	0.3	17,163	0.3	13,932	0.2	14,825	0.2
特別地方消費税交付金	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
軽油・自動車 所得税交付金	12,543	0.2	9,782	0.2	7,554	0.1	10,263	0.2	10,061	0.2	4,329	0.1	8,243	0.1
地方特例交付金	10,972	0.2	13,301	0.3	12,983	0.2	968	0.0	1,354	0.0	1,816	0.0	2,150	0.0
地方交付税	2,166,460	36.7	2,307,802	43.7	2,331,466	42.6	2,370,569	43.0	2,380,942	37.5	2,309,350	37.5	2,369,057	38.2
交通安全対策特別 交付金	1,299	0.0	1,181	0.0	1,116	0.0	1,169	0.0	1,168	0.0	2,072	0.0	2,307	0.0
国庫支出金	644,054	10.9	713,455	13.5	468,415	8.6	379,237	6.9	728,671	11.5	577,520	9.4	647,850	10.5
国有提供施設等 所在市町村交付金	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
県支出金	1,028,570	17.4	671,928	12.7	939,031	17.2	1,063,490	19.3	1,375,469	21.7	1,382,177	22.4	1,043,124	16.8
地方債	392,400	6.6	332,900	6.3	331,500	6.1	302,080	5.5	357,054	5.6	354,983	5.8	273,625	4.4

資料：市町村行財政概況

■目的別歳出状況

単位：千円、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	決算額	率												
総額	5,765,766	100.0	5,036,792	100.0	5,269,958	100.0	5,343,458	100.0	6,158,907	100.0	5,901,416	100.0	5,906,573	100.0
議会費	74,246	1.3	69,551	1.4	90,091	1.7	78,107	1.5	74,761	1.2	74,139	1.3	76,990	1.3
総務費	1,183,890	20.5	776,642	15.4	833,507	15.8	839,883	15.7	864,363	14.0	1,005,817	17.0	1,209,777	20.5
民生費	1,382,236	24.0	1,247,993	24.8	1,319,313	25.0	1,384,528	25.9	1,531,942	24.9	1,648,339	27.9	1,730,597	29.3
衛生費	290,458	5.0	300,716	6.0	305,747	5.8	314,512	5.9	470,251	7.6	330,796	5.6	350,017	5.9
労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26,855	0.5	19,683	0.3	0	0.0	0	0.0
農林水産業費	952,257	16.5	790,818	15.7	1,029,763	19.5	989,174	18.5	939,785	15.3	704,333	11.9	614,782	10.4
商工費	44,140	0.8	65,452	1.3	91,264	1.7	61,768	1.2	264,004	4.3	202,010	3.4	247,340	4.2
土木費	184,367	3.2	258,925	5.1	169,770	3.2	205,505	3.8	532,876	8.7	479,398	8.1	341,851	5.8
消防費	251,720	4.4	178,049	3.5	180,605	3.4	188,200	3.5	183,402	3.0	185,297	3.1	185,639	3.1
教育費	822,043	14.3	796,302	15.8	677,342	12.9	682,474	12.8	727,819	11.8	750,529	12.7	667,635	11.3
災害復旧費	0	0.0	3,348	0.1	9,965	0.2	0	0.0	0	0.0	8,468	0.1	26,264	0.4
公債費	580,409	10.1	548,996	10.9	562,591	10.7	572,452	10.7	550,021	8.9	512,290	8.7	455,681	7.7
諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

資料：市町村行財政概況

■性質別歳出状況

単位：千円、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
	決算額	率	決算額	率	決算額	率	決算額	率	決算額	率	決算額	率	決算額	率	
歳出合計	5,765,766	100	5,036,792	100	5,269,958	100	5,343,458	100	6,158,907	100	5,901,416	100	5,906,573	100	
義務的経費	小計	1,804,230	31.3	1,843,276	36.6	1,889,332	35.9	2,036,742	38.1	2,053,709	33.3	2,066,372	35.0	1,983,382	33.6
	人件費	973,275	16.9	922,717	18.3	909,150	17.3	970,258	18.2	971,581	15.8	933,332	15.8	921,182	15.6
	扶助費	250,546	4.3	371,563	7.4	417,591	7.9	494,032	9.2	532,107	8.6	620,750	10.5	606,519	10.3
	公債費	580,409	10.1	548,996	10.9	562,591	10.7	572,452	10.7	550,021	8.9	512,290	8.7	455,681	7.7
投資的経費	小計	1,521,765	26.4	1,153,396	22.9	1,215,003	23.1	1,087,158	20.3	1,558,764	25.3	1,434,563	24.3	957,050	16.2
	普通建設事業費	1,521,765	26.4	1,150,048	22.8	1,205,038	22.9	1,087,158	20.3	1,558,764	25.3	1,426,095	24.2	930,786	15.8
	補助事業費	939,780	16.3	811,820	16.1	1,011,308	19.2	997,006	18.7	1,506,587	24.5	1,387,052	23.5	892,841	15.1
	単独事業費	581,985	10.1	338,228	6.7	193,730	3.7	90,152	1.7	52,177	0.8	39,043	0.7	37,945	0.6
	失業対策費	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
災害復旧事業費	-	0.0	3,348	0.1	9,965	0.2	-	0.0	-	0.0	8,468	0.1	26,264	0.4	
その他経費	小計	2,439,771	42.3	2,040,120	40.5	2,165,623	41.1	2,219,558	41.5	2,546,434	41.3	2,400,481	40.7	2,966,141	50.2
	物件費	778,588	13.5	816,391	16.2	842,305	16.0	942,991	17.6	1,046,183	17.0	976,182	16.5	1,140,992	19.3
	維持補修費	6,828	0.1	9,644	0.2	5,123	0.1	2,857	0.1	2,789	0.0	3,448	0.1	1,347	0.0
	補助費等	738,720	12.8	520,673	10.3	541,010	10.3	560,083	10.5	601,876	9.8	619,693	10.5	623,238	10.6
	積立金	365,264	6.3	192,478	3.8	283,965	5.4	222,659	4.2	219,154	3.6	194,093	3.3	517,566	8.8
	投資・支出金・貸付金	260	0.0	210	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	繰出金	550,111	9.5	500,724	10	493,220	9.4	490,968	9	676,432	11.0	607,065	10	682,998	11.6

資料：市町村行政概況

【基本方針】

本村の財政は依然として厳しい状況にあります。今後、さらに増大する行政需要に対応するため、中長期的な財政計画に基づき、引き続き健全な財政運営を行うとともに、村税等の増収により自主財源の安定確保に努めます。

1. 健全な財政運営

①財政計画の策定による健全な財政運営

各種事業計画に沿った、中・長期財政計画を策定するとともに、公共施設等総合管理計画を策定し、計画に基づいた公共施設の適正管理の実施、コストの削減に取り組むことで計画的で健全な財政運営に努めます。

②財源の効率的な運用

財源の効率的、重点的な配分や一層の経費節減、民間委託の促進等に努め、より弾力性のある財政構造の確立を図るとともに、補助事業の積極的な導入を促進し、財源の効率的な運用を推進します。

2. 財源の安定確保

①村税の収納率の向上

自立発展の基盤として自主財源の根幹である村税等の増収を追求しつつ、国や県の助成事業・制度の積極的な活用を図ります。また、村税等の収納率の向上を図るためコンビニ収納等の納付環境の整備と滞納整理の強化に取り組みます。

②受益者負担の適正化

自助・共助・公助の観点から受益者負担の適正化を推進するとともに、PDCA※サイクルによる見直し等を行います。

3. 民間委託及び指定管理者制度

①民間委託及び指定管理者制度の導入検討

窓口業務や収納業務等の行政サービスについて、民間への委託や指定管理者制度の導入を検討します。

※PDCA

Plan Do Check Action（計画・実行・評価・改善）の略。

【施策体系】

- | | | |
|------------------|---|----------------------|
| 1. 健全な財政運営 | — | ① 財政計画の策定による健全な財政運営 |
| | └ | ② 財源の効率的な運用 |
| 2. 財源の安定確保 | — | ① 村税の収納率の向上 |
| | └ | ② 受益者負担の適正化 |
| 3. 民間委託及び指定管理者制度 | — | ① 民間委託及び指定管理者制度の導入検討 |

第9章 むらづくりをリードするプロジェクト

1 節 村民健康づくりプロジェクト

2 節 今帰仁ブランドづくりプロジェクト

3 節 中心市街地賑わいづくりプロジェクト

4 節 今帰仁城跡シンボルづくりプロジェクト

5 節 美しい村・活気ある村づくりプロジェクト

6 節 北山学園プロジェクト

1 節 村民健康づくりプロジェクト

住み慣れた地域で健康に安心して暮らせることは、むらづくりの重要なテーマであります。したがって、村民が自らの健康状態を認識し、村民が主体となってスポーツ・レクリエーション活動や生活習慣病の予防、介護予防に積極的に活動できるよう関係機関との連携に努め、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

運動公園や地域の集落センター等を活用したスポーツ・レクリエーション活動への支援や定期検診の受診等の促進、地域包括支援センターの活動の充実等を図り、健康・長寿のむらづくりに取り組みます。

各種スポーツクラブの育成、運動公園の利活用や新たな村民スポーツ施設の検討等、村民の健康づくりに努めます。



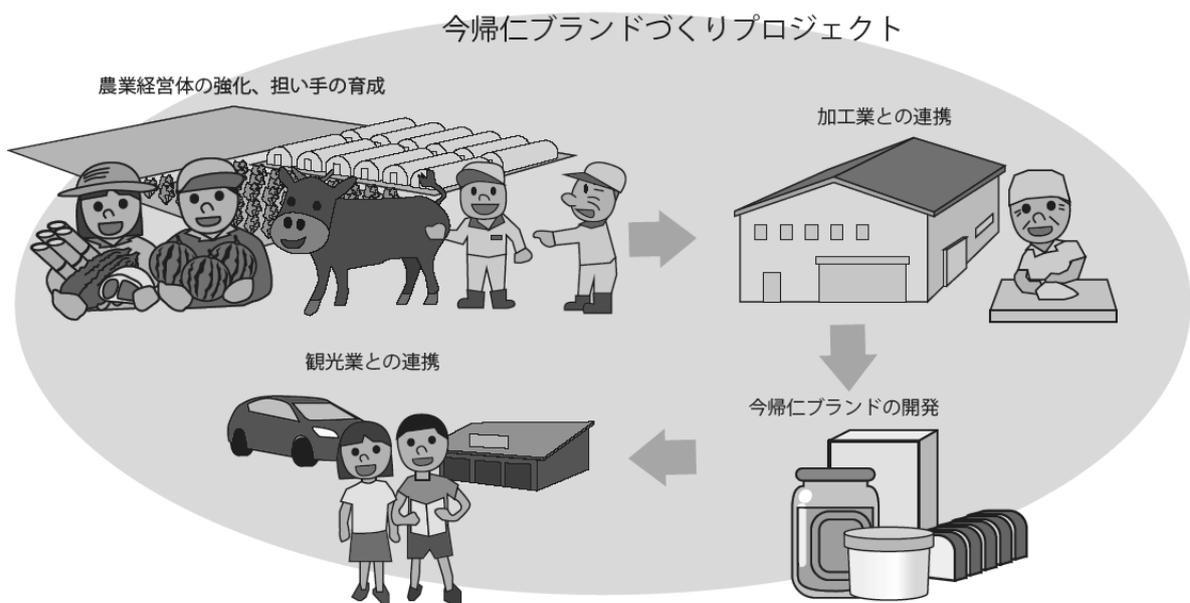
村民健康づくりプロジェクト



2節 今帰仁ブランドづくりプロジェクト

本村は、農業を中心に他産業との連携を強化することで、村全体の産業振興を図っていきます。したがって、モノ作りから販路拡大までの支援に努め、農業の6次産業化を促進します。加工業や観光業との連携を図り地域の特産物を活用した今帰仁ブランドの開発及びPRに努め、その効果を他産業へ波及させていきます。

そのためには、農業経営体の強化、担い手の育成、リーダーとなる人材育成、異なる業種・分野の人々が交流する組織の設立等に関する支援について検討します。また、地産地消の促進や本村の産業振興に資する企業の誘致、ベンチャー企業の育成等についても検討します。



3 節 中心市街地賑わいづくりプロジェクト

本村の中心部に位置する仲宗根地区は村役場をはじめとする行政機関や中央公民館、福祉施設等の公共施設が集積しています。

地区を通る国道 505 号沿いには商店街が形成されており、地区を流れる大井川へ寒水川（ソーリーガー）からのせせらぎが流下し、本村の中心を担う賑わいづくりの拠点地域となっています。

したがって、本地区においては本村の重要な地域商業機能の拠点及び観光拠点として賑わいの場の形成を目指し、周辺環境と調和した計画的な土地利用のもと、本村の中心市街地（マチ）としての顔づくりに努めます。



中心市街地賑わいづくりプロジェクト



4 節 今帰仁城跡シンボルづくりプロジェクト

今帰仁城跡は大小 10 の郭からなる連郭式の山城で、平成 12 年（2000 年）12 月には世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとして登録された沖縄北部唯一の遺産です。

今帰仁城跡は昭和 55 年より「今帰仁城跡環境整備事業」により整備を進めています。今後は城跡周辺地域を保全しつつ総合的な整備を推進し、今後とも地域文化の継承・発信や観光振興の拠点機能を担う本村及び北部地域のシンボルとしての役割を強化、充実していきます。また、今帰仁城跡で開催されているグスク桜まつりを中心に県内外への PR を行っていきます。

さらに、村歴史文化センター等の地域文化・交流施設の活用促進を図る等、地域のシンボルとして村民が誇りを持てる空間として活かされていくことが望まれます。



今帰仁城跡シンボルづくりプロジェクト



地域文化の継承・発信
や観光振興の拠点

5 節 美しい村・活気ある村づくりプロジェクト

本村には、豊かな自然環境と落ち着きのある集落景観が多く残り、映画やドラマ等のロケ地として活用される等、癒しの空間としての魅力を有しています。今後は、その美しい景観の保全・再生・創造に努めるため、地域住民に対して景観に関する助成を実施し、景観形成に関する各種施策に取り組みます。

また、本村が活気ある村として発展していくためには、新たな産業の誘致や育成が必要となります。自然環境との調和に配慮しながら、適切な区域へ企業を誘導する等、計画的な土地利用施策を行うことが重要です。村土の有効利用を図る土地利用について検討を行い、秩序ある産業振興や定住促進に努めます。



美しい村・活気ある村づくりプロジェクト



定住促進

6節 北山学園プロジェクト

本村は、保・幼・小・中・高一貫教育「北山学園プロジェクト」を実施しています。教育を核として、今帰仁村の将来を担う子ども達に、地域を愛する心や起業家精神を養い、社会貢献や地域貢献のできる人材を育成していきます。

そのために、各校種間の連携と学力向上を図りキャリア教育を充実させることで、子ども達の夢や目標を応援していきます。

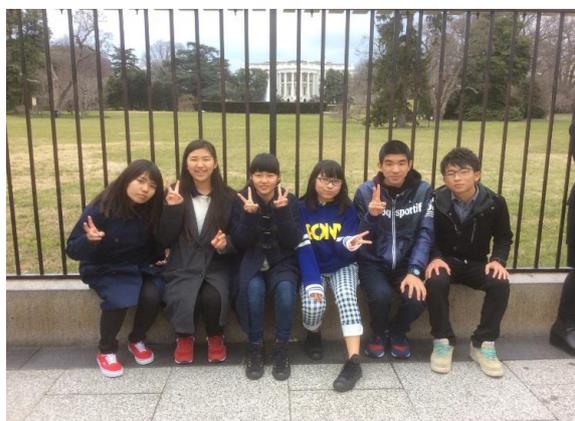
例えば、教育ファーム事業や少年の翼、県外インターンシップ、中高生海外短期留学（中学生：ハワイ、北山高校とミルトン高校の交流）、スーパー講師招聘事業、プロデューサー育成事業等、様々な体験活動を充実させた教育によって、村づくりをリードしていく人材の育成を図るのが北山学園プロジェクトです。

村内2箇所民間保育所の参入と、校種間連携の中心施設として認定子ども園を建築し、保・幼・小の子育て拠点としての環境の整備充実と待機児童の減少を図り、幼児教育から学校教育への円滑な移行を行っていきます。

また、地域のリーダーを育成するために、大学進学への支援や教育環境を整えることで本村にある北山高校を魅力化し、村民や移住者が今帰仁村で子育てをしたいと想える様な環境を整備していきます。



教育ファーム（6次産業体験）



ミルトン高校での海外短期留学

■基本プロジェクトの展開及び連携イメージ

